特教研A-50 ISSN 1883-3268

国立特別支援教育総合研究所

研 究 紀 要

第 50 巻

令和5年3月

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

目 次

原著論	文
井口	亜希子・山本 晃・照井 純子
	知的障害を伴う自閉症児の聞こえの実態と教育的対応:
	教員及び保護者を対象とした質問紙調査
調査資	
棟方	哲弥
	障害者権利委員会一般的意見「インクルーシブ教育への権利」(General Comment No.4)
	ドラフト版を巡る議論-ドラフト版から採択版における主要な変更と公開された意見-
寄	稿
小林	med and a second
	国立特別支援教育総合研究所研究紀要に今後期待すること

(原著論文)

知的障害を伴う自閉症児の聞こえの実態と教育的対応: 教員及び保護者を対象とした質問紙調査

井 口 亜 希 子*·山 本 晃**·照 井 純 子***

(*研修事業部)(**情報・支援部)(***インクルーシブ教育システム推進センター)

要旨: 聴覚は、子供の発達において重要な感覚である。知的障害を伴う自閉症児においては、聴覚過敏等の感覚特性を含む「聞こえ」の実態について、日常観察から把握することが重要となる。本研究では、特別支援学校(知的障害)1 校の幼稚部・小学部に在籍する知的障害を伴う自閉症児を対象とし、教員や保護者が子供の聞こえをどのように把握し、教育的対応を行っているかを明らかにすることを目的とした。その結果、以下のことが明らかになった。①教員や保護者が、子供の耳が聞こえにくいのではないかと感じる背景に、対象児の音への反応の不安定さや発音の不明瞭さ等があった。②個々によって敏感に反応する嫌いな声質や音響パタンがあり、教員や保護者は、音の遮断、防音具着用、言葉掛け、音源確認等の教育的対応を行っていた。③学校において子供が好む音を、幼稚部・小学部教員はコミュニケーションの契機、小学部教員は活動を切り替える合図として活用していた。

見出し語:自閉症,知的障害,聞こえ,聴覚過敏

I. はじめに

「聴覚」とは、時間的・空間的拡がりをもつ感覚であり、環境と直接的接点をもち、そして情動を揺さぶる感覚であるため、子供の発達において重要な感覚であるといえる(中村、2007)。子供は、日常生活の中で単に音を聞くだけでなく、コミュニケーションを起点として、音源にまつわる種々の情報を得て、その音の「意味」を学習していく(大沼、2017)。例えば、生後6ヶ月以降になると、音の手掛かりから、これから起きる日常の事柄・身近な人の動き等を予測することができるようになる(例:ドアの開閉音で父親が帰宅したことを予想する)(富澤・佐久間・遠藤ら、2013)。このように聴覚は、生後の学習によって次第に高められていく性質をもっている。その

ため, 聴覚の活用が難しい場合において, 早期に対 応がなされなければ、コミュニケーションや言語発 達等に大きな影響を及ぼすこととなる。近年、新生 児聴覚スクリーニング検査 (Newborn Hearing Screening: 以下 NHS) が普及し、先天性難聴は早期 に発見されるようになった。しかし、NHS で発見さ れる中等度以上の難聴は、学童期までに発見される 難聴のうちの約6割という報告があり(Watkin,P.M. & Baldwin,M., 2011), 後に難聴が生じる場合が少な くない。そのため、学校においては、学校保健安全 法で健康診断の実施及び、検査項目として「聴力」 が定められており、難聴の疑いがある者の選別が行 われている。基本的には、簡易オージオメータを用 いて、二種の純音 (1000Hz-30dB, 4000Hz-25dB) を左右別に聞かせ、聞こえるかどうかをボタン押し や挙手等で応答させる方法(以下,純音聴力検査と

する)で実施する。しかし、この純音聴力検査は、本 人の「応答」を必要とするため、就学前の幼児や低 学年児童、知的障害等がある児童は、応答が不明確 になりやすく、 難聴を見逃す恐れがある (一般社団 法人日本耳鼻咽喉科学会学校保健委員会,2016)。伊 藤・佐藤・高原ら(2018)の調査では、特別支援学校 (知的障害)小学部・中学部・高等部在籍児童生徒(522 名) のうち、健康診断で純音聴力検査が可能であっ たのは 58.6%であったと報告されている。また、自 閉スペクトラム症(Autism Spectrum Disorder: 以下 自閉症 と記す) 児は、音刺激に対する脳反応には定 型発達児と有意な差がないにもかかわらず、純音聴 力検査での反応は定型発達児よりも乏しく, 聴覚刺 激や検査課題に対する注意の持続の問題等が検査結 果に影響している可能性が報告されている(吉村、 2019)

以上より, 知的障害を有する, 特に自閉症児にお いては,本人の応答を要する純音聴力検査から,難 聴の有無や聞こえの実態を把握することは容易では ないと考えられる。一方で、実際に子供の聞こえの 実態を把握する上では、単に音が聞こえているかだ けでなく, 音の意味理解の状況も含めて把握するこ とが重要である。そのためには、子供が音にどのよ うに反応し, 行動や様子に変化が現れたか等を観察 することが必要となる。また、「精神疾患の分類と診 断の手引き」第5版(DSM-5)では、自閉症の診断 項目に「感覚入力に対する敏感性あるいは鈍感性, あるいは感覚に関する環境に対する普通以上の関心し が追加された (American Psychiatric Association, 2013)。 人の話声には興味を示しにくい(鈍感性)が、特定 の音には敏感に反応する(過敏性)等、音への反応 が一貫しない特徴を示すことがある(谷口,2007)。 自閉症児の聴覚過敏性と日常生活の身体活動との関 連についての調査では、65dB 程度の弱い音に対する 聴覚過敏性が大きいことが、日中の多動傾向や急に 動きが止まり固まったように見えることに関係して いる可能性が示唆されている (Takahashi,T., Nakamura, T., Kim, J., & et al., 2018)。したがって、 聴覚過敏を含む聞こえの実態について把握すること は、日常における行動の背景要因を知る手掛かりと なる等、自閉症児の実態把握において重要な位置づ けにあるといえる。

自閉症児者の聴覚過敏については、成人当事者に 回答を求めた調査(高橋・増渕, 2008)や、保護者へ 回答を求めた調査(松田・和田・一門, 2019;中川, 2011; 辻, 2018) がある。高橋・増渕 (2008) による 成人自閉症者 75 名を対象とした調査では、「突然の 音にとても弱い」(46.7%),「大きな音にとても弱い」 (38.7%) といった発生の予測がつかないあるいは自 分で制御できない音を嫌悪する者が多く、ほかにも 「どうしても嫌いな声質がある」(28.0%),「掃除機の 音が我慢できない」(14.7%)等、日常生活でよく耳 にする音を嫌悪する者もいることが報告されている。 小学2年生~高校3年生の自閉症児の保護者 15 名 を対象とした調査(辻, 2018)では、保護者は2~5 歳頃に聴覚過敏の症状に気が付いていること、嫌が る音は個々によって異なり、イヤーマフや耳栓等の 防音保護具の使用が有効な場合が多いことが報告さ れている。松田ら(2019)による3~47歳の自閉症 児者の保護者 79 名に対する調査では, 聴覚過敏に対 する保護者の対応方法として,「環境調整」,「声掛け・ 予告」,「練習・順化」が抽出され,日常的な関わりの 中で編み出された支援策が自閉症児の不快な刺激の 軽減,回避に繋がっている可能性が報告されている。 また、中川(2011)は、自閉症児に限らず、特別支援 学校(知的障害)に在籍する児童の保護者を対象と した調査において、保護者の聴覚過敏への対処法に 関する回答から, 聴覚過敏を聴覚学習の未学習や誤 学習に原因があると考え,新たな学習や再学習をさ せ、認知を発達させることによって聴覚過敏が改善 される場合があると考察している。

上述した自閉症児や知的障害児の聴覚過敏に関する調査(高橋・増渕, 2008:松田・和田・一門, 2019;中川, 2011;辻, 2018)では、調査の回答者は成人当事者又は保護者を対象としており、学校で子供に関わる教員は対象とされていない。子供が音の意味の理解をする(聴覚学習)ためのやりとり等、教育的視点を踏まえた調査が必要である。また、子供が「嫌がっている」と思われる音は、日常や学校生活での活動に制限が生じるため着目されやすいが、「好んでいる」と思われる音についても、コミュニケーションの起点や音の意味の理解に繋がると予想され、取り挙げる必要がある。

そこで、本研究では、特別支援学校に在籍する知 的障害を伴う自閉症児を対象とし、教員や保護者が、 子供の「聞こえ」をどのように把握しているか、ま た子供の「聞こえ」をどのように支援しているか、 その実態を明らかにすることを目的とした。そのた め、まず、子供の耳が聞こえにくいと感じたことが ある場合の理由について、難聴と自閉症のそれぞれ の特性を踏まえて検討した。次に、子供がどのよう な音に対してよく反応するか、その反応が嫌がって いると思われる場合、好んでいると思われる場合、 それぞれにおいて、教員や保護者がどのような対応 や工夫をしているかについて検討した。以上より、 知的障害を伴う自閉症児に対して「聞こえ」の観点 から実態把握を行う意義やその方法、及び聞こえに 対する支援や指導の方法について検討していくため の基礎的な知見を得る。

Ⅱ.方法

1. 調査対象

難聴や聴覚活用は、早期からの対応が重要となる ため, 幼児及び児童を対象とした。知的障害を伴う 自閉症児の教育を行うA特別支援学校の幼稚部及び 小学部に在籍する幼児・児童に調査の協力を得た。 対象児は、知的障害及び自閉症の医学的診断を受け ており、「難聴の診断は受けていない」者であった。 調査開始前に、養護教諭が行う健康診断において純 音聴力検査を実施済みであった。簡易オージオメー タを用いた規定の検査法は、小学部高学年の一部児 童のみが可能であった。その他の幼児児童に対して は、手持ち型の手動式オージオメータ(PA5、イン ターアコースティクス株式会社)を用いて、幼児児 童の後方から音を提示し、振り向き、視線や身体の 動き等の反応を学級担当教員等の複数名で観察する 方法で実施した。調査対象児全員が 1000Hz 及び 4000Hz において 40dB 前後で何らかの反応があるこ とが確認された。

各対象児に対して,担当する「教員」1名及び「保護者」1名に研究への協力を依頼した。保護者から調査協力の同意を得ており,教員及び保護者の両者から回答を得た幼児12名(年少児4名,年中児2名,年長児6名),児童24名(1年生4名,2~4年生

各5名,5年生1名,6年生4名)を分析対象とした。なお、対象児には月齢順に整理番号(月齢が低い~高い順に幼児は幼1~12,児童は児1~24)を割り当て、教員・保護者がどの対象児に対して回答したかが分かるようにした。

2. 調査方法

上記対象児の聞こえの実態に関する質問紙調査を実施した。各対象児に対して教員1名及び保護者1名から回答を得た。質問紙調査は、小学部教員及び幼稚部・小学部保護者はX年8月~10月、幼稚部教員はX+1年1月~2月に実施した。教員に対しては、Wordファイルへの回答の入力を求めた。回答済みファイルは学校でまとめて USB メモリに保存することを依頼した。保護者に対しては、WEBアンケートシステム(Lime Survey)の回答フォームへの入力を求めた。回答に要する時間は30分程度であった。

3. 調査内容

本稿で分析対象とする調査内容は,以下の二項目であった。質問項目の作成にあたっては,聴覚過敏に関する先行研究の質問項目(松田ら,2019;中川,2011; 辻,2018)を参考にした。

- (1)子供の聞こえの評価:①子供の耳が聞こえにくいと感じたことはあるか(選択式:ない・ある・分からない)。②「ある」・「分からない」場合の理由(自由記述)。③保護者のみ回答:NHSの受検状況(選択式:受けた(通過/要再検査),受けていない,分からない)。
- (2)子供がよく反応する音と対応方法(一つの音について下記 A~Dまで回答、複数の音について回答可):(A)「音」や「音を聞く活動」の種類(自由記述)とその音の好み(選択式:好んでいると思われる,嫌がっていると思われる),(B)Aで回答した音が聞こえた際の子供の反応,(C)Bで回答した子供の音への反応に対する教員や保護者の対応や工夫,(D)Cで回答した対応後の子供の音に対する反応の変化。

4. 結果の処理

項目に空欄があった場合は「無回答」として扱い, その項目の分析から除外した。自由記述は, 基本的

に記述された表現をそのまま用いたが、個人が特定 される内容は、文意を損なわない程度に省略や一般 的な言葉に置き換えた。自由記述を引用する際は"" 内に斜体で示した。

5. 倫理的配慮

本研究は、国立特別支援教育総合研究所の倫理審査部会の審査・承認を得て実施したものである。調査に先立ち、対象となる教員及び保護者に口頭及び書面にて本研究の目的及び方法について説明した。また、参加は自由意志であること、得られた結果は研究以外に使用しないこと、個人情報は保護されることを伝え、これらについて口頭及び書面で承諾を得て調査を開始した。

Ⅲ. 結果

1. 対象児の聞こえの評価

回答者が対象児に対して、耳が聞こえにくいと感じたことがあるかを3択(子供の耳が聞こえにくいと感じたことが「ある」、「分からない」、「ない」)で尋ねた。表1に学年・回答者別回答数を示した。幼稚部対象児のうち「ある」は教員1名、保護者3名であり、両者が「ある」と回答した幼児は1名(幼11)であった。小学部対象児のうち「ある」は教員4名、保護者4名であり、両者が「ある」又は「分からない」と回答した児童は4名(児1、児15、児27、児24)であった。なお、対象児のNHS受検状況は、「受検して通過した」は幼稚部10名、小学部12名、「受検していない」は幼稚部2名、小学部6名、「不明」は小学部6名であった。

また、対象児の耳が聞こえにくいと感じたことが「ある」又は「分からない」の場合は、その理由を尋ねた。回答理由は、内容が類似した記述を同一カテ

ゴリにまとめ、カテゴリ名を付与した。表2に該当 する 13 名について、回答理由とカテゴリ名、 NHS の受検状況を示した。聞こえにくいと感じた理由(全 18件)のうち、対象児の音に対する「反応の不安定 さ」に関する回答が15件あった。このカテゴリには、 音への反応が弱い場合があること(幼4保護者, 児1保護者,児童4教員,児童9教員,児10保護者, 児 15 保護者、児 20 保護者、児 24 保護者)、音に敏 感に反応する場合と反応が弱い場合あること(幼11 教員·保護者, 児 11 教員, 児 15 教員, 児 17 教員), 特定状況で音への反応が弱いこと(児1教員"何かに 集中しているとき"児 15 教員"手を床に擦り付ける 等, 感覚刺激を入れているとき", 児24教員"突発的 に走っているとき")が含まれた。そのほかの理由は、 対象児の「発音が不明瞭」が2件(幼5保護者、児 17 保護者),「語音弁別の弱さ」が1件(児6教員) であった。

2. 対象児がよく反応する音の種類と対象児の反応に対する教員及び保護者の対応や工夫

(1)嫌がっていると思われる音

対象児が嫌がっていると思われる音や音を聞く活動の種類について、自由記述形式で尋ねた(回答者:幼稚部教員8名、保護者10名、小学部教員10名、保護者13名)。内容が類似した記述を同一カテゴリにまとめ、カテゴリ名を付与した。表3に音の種類のカテゴリ別回答人数を示した。「人の声(大きな声、泣き声、怒った声)」、「特定の音楽・歌」は、他のカテゴリと比較して、両学部の教員及び保護者から多くの回答があった。「家電から生じる音」は保護者のみ、「電子音(効果音、タイマー、サイレン)」は小学部のみから回答があった。教員及び保護者は、子供の「耳を塞ぐ」、「その場から離れる」、「泣く」、「うずくまる」等の行動から、その音を嫌がっていると判断していた。次に、対象児がその音を嫌がってい

表 1 子供の耳が聞こえにくいと感じたことの有無回答数

聞こえにくいと 感じたこと	幼稚部 教員	n=12 保護者	小学部 教員	n=24 保護者
ある	1	3	4	2
分からない	0	0	4	4
ない	11	9	16	18

表2 対象児別聞こえにくさを感じた理由

対象児	NHS 受検	回答者	聞こえ にくさ	「ある」「分からない」の理由	カテゴリ					
幼4	あり	保護者	ある	稀に聞こえていないのかなと思うときがあるが, それが 特性なのかなと思うときもある。	反応不安定					
幼5	あり	保護者	ある	親の発する言葉と同じ発音ができない言葉がある。 聞こえた言葉を言えないのか、聞き取れていないのか判断がつきにくい。	発音不明瞭					
幼11	あり	教員	ある	聞こえにくいというより,自閉症の特性による感覚鈍麻の可能性がある。ハンドベルの音や笛の音等に全く反応しない。教師からの問い掛けについては,興味があること等は反応がよい。	反応不安定					
		保護者	ある	興味のある内容の声掛けにはすぐ反応するが、興味の無い声掛けだと聞こえてないフリをしているような感じがする。	反応不安定					
児1	ѣn	教員	ある	何かに集中しているときに、呼び掛けや言葉掛けをしても反応しないことがある。特性によるものだと思うが、聞こえの問題があるのかもしれない。	反応不安定					
<i>y</i> ₀ 1	あり	(ינא				<i>დ</i>)')	保護者	ある	2~3歳にかけての時期に、名前を呼んでも応じないことが多いので聴覚に異常があるのではないかと心配で医療機関に相談した。	反応不安定
児4	あり	教員	ある	名前の呼び掛けや,簡単な指示に対して反応しないこと がある。	反応不安定					
児6	なし	教員	ある	名詞を聞かせて具体物を取る活動において,継続的に 行っても教師が言った物と別のものを取ることがよくあ る。	語音弁別					
児9	あり	教員	分から ない	名前を呼ぶとわずかに振り返ったり,立ち止まったりするが,気付いてない様子もあるため。聞いたことに対して応じる力が弱い。障害特性の影響が大きいと思う。	反応不安定					
児10	あり	保護者	ある	タブレット等の音量を下げて,自分の耳にあてて確認を したりする。声が大きく,調整できていない。	反応不安定					
児11	あり	保護者	分から ない	本児の正面から話し掛けても反応しない,反応するまでに時間が掛ることがある。本児の苦手な言葉(否定的な言葉)にはよく反応するため,音は聞こえていると思う。自閉症の特性として捉えている。	反応不安定					
児15	不明	教員	分から ない	聞こえなのか、特性なのか分からないが、手を床に擦り付ける等、感覚刺激を入れているときは、呼び掛けても 反応が全くないときがある。一方で、友達や教師の声等 の苦手な音がすると、敏感に反応する。	反応不安定					
		保護者	分から ない	特性だろうけど、反応がないときがある。	反応不安定					
		教員		音に敏感であるが、教師の呼びかけに反応しないことがある。特性だと思う。	反応不安定					
児17	なし	保護者	分から ない	言葉が出始めた頃にイントネーション、発音がおかしいなと思い、担任に相談した。 聞こえの問題か、発声の仕方が定まっていないのか分からなかった。現在は特に気にならない。	発音不明瞭					
児20	不明	保護者	分から ない	自閉症と分かる前, 呼びかけに答えない, 目が合わない, 言葉を 話さなかったので, 聞こえの問題かと思ったことがある。	反応不安定					
IH 0.4	+ 10	教員	ある	突発的に走っているときには、音や言葉掛けに反応しにくいの で、聞こえにくいと感じる。	反応不安定					
児24	あり	保護者	分から ない	大きな音に反応しないときもある。	反応不安定					

NHS:新生児聴覚スクリーニング検査

る際の「教員や保護者の対応や工夫」について、内 リ名を付与した。表4に各カテゴリとその例を示し た。「音の遮断」や「防音具着用」のように音を聞こ えにくくする対応が、最も多く挙げられた。その他、 気持ちへの共感、音がすることへの予告等の「言葉 掛け」、パニックを起こした際に「カームダウン」す

るための工夫,「音源確認」が挙げられた。表5~7 容が類似した記述を同一カテゴリにまとめ、カテゴ に、対応・工夫別(表5「音の遮断」、表6「防音具 着用」,表7「言葉掛け」・「音源確認」)に,嫌がって いる音の種類、その音が聞こえた際の子供の反応、 教員や保護者の対応や工夫,対応後の子供の音に対 する反応の変化をまとめた。

表3 嫌がっていると思われる音の種類

	幼	椎部	/[\^	学部
カテゴリ	教員 n=8	保護者 n=10	教員 n=10	保護者 n=13
人の声(大きな声,泣き声,怒った声)	1	4	7	6
特定の音楽・歌	7	4	3	1
家電から生じる音	_	4	_	6
乗り物関連の音	_	2	2	4
電子音(効果音, タイマー, サイレン)	_	_	3	3
その他	1	1	2	6

表 4 対象児が音を嫌がっている際の対応や工夫

			幼	稚部	/J\2	学部
カテゴリ	記号	例	教員	保護者	教員	保護者
			n=8	n=10	n=10	n=13
音の遮断	\Diamond	・音を止める・音がしない部屋に移動する・音がすることを防ぐ	3	8	8	16
言葉掛け	*	・子供の気持ちに共感する/代弁する・音がすることを予告する・何が嫌なのかを尋ね、対応する	2	7	7	5
防音具着用	0	イヤーマフを装用させるイヤーマフの使用を勧める	2	1	6	7
カームダウン	▼	・リラックススペースに移動する・落ち着くためのグッズを使用する	2	3	2	1
音源確認	*	・音源を確認する・体験する(掃除機をかける)	_	1	1	1

記号:表5~7の「対応や工夫」に該当する記号を付記した。

表5-a 「音の遮断」対応:子供が嫌がっている音の種類と子供の様子や行動の変化

	音の種類	子供の様子や行動		対応や工夫	子供の様子や行動の変化	対象	回答	
	お風呂での弟 の大きい声	両手で耳をふさぐ。	\Diamond	弟とは別に風呂に入れる。 大きな音が出ないようにする。	耳を塞ぐことが減った。	児1	-	
	母親の怒る声 文句を言う声	泣き出したり,パニック になる。	\Diamond	途中で話し終える。	_	児10	保	
人	赤ちゃんや子 供の泣き声	一緒になって泣いてしまう。	\Diamond	その場を去る。	「悲しくなっちゃったよ」と言うことが多い。	児16	-	
声	大人が大声で 議論する声	大人の口をふさぐ。	•	柔らかい口調で話す。子供が いない時に話す。	_	児17		
	遊びの時間の 友達の騒ぎ声	別室に移動する。	\Diamond	教員と別室で過ごす。 他の児童に少し声量を落とす ように伝える。	教師の膝の上に座る。 うろう ろ歩く。 少し時間が経つと 教室に戻ることもある。	児10	教	
	特定のテレビ番 組の音楽	泣く。急いでテレビを消 す。	\Diamond	番組を見せない。	反応は変わらず,番組が始 まるとテレビを消しに走る。	幼1		
	男性が低音で 歌っている音声	恐がって泣く。	\Diamond	歌を流す前に男性の声か確認 する。気が付いたらすぐ消す。		幼2	-	
	特定のテレビ番 組の音楽	テレビで始まると, 怖 がっている顔で泣く。	\Diamond	すぐに消す	落ち着く。	幼3	_	
特	気に入らない曲	音を消してほしいよう で、「おしまい」と言う。	\Diamond	嫌がった場合は曲を止める。	曲が止まると満足そうにしている。 安心している。	幼10	保	
	朝の会や体操で使用する特定の歌	決まった歌の決まった場 面で耳をふさぎ、大きな 声を出す。	\Diamond	他の児童はその歌が好きなので, ひどい場合はその場を離れるようにさせた。	その場を離れるのは嫌なようで、耳をふさいでいた。該 当部分以外は、自由に体 を動かす等して過ごす。	児20		
•	母が口笛を吹 く, 歌う	「やめて」, 「歌わない で」と怒る。	\Diamond	口笛を吹くことを止める。歌いたいことを伝える。	伝えても, 怒るのみ。本人 に変化はない。	児18	<u></u> <u>1</u> 18	
	電子ピアノの曲	声を出して嫌なことを伝える。	\Diamond	電子ピアノを片付ける。	落ち着いて過ごすことができるようになった。	幼1		
		嫌がる声を出し、手を引いて終わるよう求める。	\Diamond	泣いているときにはその場所を 離れる。	落ち着いたり、受け入れたりする。	幼3	- 教	
	教師の歌	耳を塞いでうつむく。	\Diamond	歌が終わるまで、少し離れた場所で過ごす。	歌が終わると活動に戻る。	幼11	- 12	
	教師の歌・鼻歌	「やめて」と言う。	\Diamond	歌うのをやめる。	_	幼12		
乗り	工事現場の音	怖がって走って逃げる。	\Diamond	音がしない場所に向かう。	落ち着く。	幼6	_	
物	工事現場	耳をふさぐ。	\Diamond	足早に過ぎ去る。	早足になる	児14		
	トラックやバイク の音	立ち止まって振り返り耳をふさぐ。	\Diamond	その場を去る。	音が遠くなると、「びっくりした」と言うことが多い。	児16	保	
の 音	バイクの音	怖がる。 パニックにな る。		その場から離れる。 抱きしめる。	_	児19		
	ドライヤーの音	コンセントを抜こうとす る。	\Diamond	なるべく離れた場所でドライ ヤーを使う。	離れた場所でも音に気づくとコンセントを抜こうとする。	幼10		
家	掃除機	急いで逃げて安心ス ペースで耳を塞ぐ。	0	イヤーマフを装着する	音が小さく感じると落ち着く。	児5	. 保	
電	掃除機	耳をふさぐ。	\Diamond	部屋を移動する。	耳をふさがなくなる。	児14		
	電動歯ブラシ 電動ノコギリ	「イヤだ」,「しまって」と 言う。	\Diamond	本人がいない所で使う。ドアを 閉める。	納得する。	児22	-	

表 5-b 「音の遮断」対応:子供が嫌がっている音の種類と子供の様子や行動の変化(続き)

	音の種類	子供の様子や行動		対応や工夫	子供の様子や行動の変化	対象	回答
2	音の鳴る絵本	絵本を閉じる。絵本を持 つ人を叩く,押す。	\Diamond	本児の見えないところに絵本 を置いておく。	_	児1	教
	ツリーチャイム	怖いと言って泣く。	\Diamond	音源から距離を離す。	耳を塞ぐ。	児7	-
の他	突然の大きな 音	泣く。		その場から離れる。 抱っこで落ち着かせる。	以前よりは落ち着くのが早 くなった。	幼2	
他	風呂場での大 きな音	両手で耳をふさぐ。	\Diamond	大きな音が出ないようにする。	耳を塞ぐことが減った。	児1	· 保
	飼い犬の吠声	「こわい」と言う。	\Diamond	犬をが吠えないようにする。	犬の要求を知ろうとするよう になった。	児20	-

表 6 「防音具装用」対応:子供が嫌がっている音の種類と子供の様子や行動の変化

音の)種類	子供の様子や行動	対原	芯や工夫	子供の様子や行動の変化	対象	回答
	大きい音 友達の泣き声	泣く。大人の髪の毛を 引っ張る。	○ ▼	イヤーマフをする。 クッションに座らせる。落ち着 くまで泣き続けるので見守 る。ペットボトル水時計を手渡 す。	自分からイヤーマフを探し て付ける。落ち着くまでう つぶせで過ごす。 ペットボ トルを振って遊んでいるう ちに落ち着いてくる。	幼8	_
人	友達の泣き声 大人の怒る声	泣く。目の前にいる人 等の髪を引っ張る。	0	イヤーマフを利用し始めた。	嫌がる行動が軽減した。	幼8	
へ の 声	甲高い声 泣き声	耳をふさいで顔を伏せ る。	0	イヤーマフの利用や教師が 本児の耳をふさぐ。	イヤーマフは少しつけて すぐに外す。少し慣れると 耳から手を外す。	児5	_ 教
	友達の泣き声 や大きな声	怒る興奮する。 爪を立 てることもある。		耳をふさいであげる。 本児のリラックススペースに 移動する。	少し落ち着いて過ごした り, 活動したりできる。	児15	-
	赤ちゃんの泣 き声	嫌な顔をする。泣き出す。	0	イヤーマフをする。	ある程度我慢することができる。	児20	
- 1 -	プレイルーム で三輪車をこ ぐ音	耳をふさぎながら, 三 輪車に乗っている。	0	イヤーマフを使用するか尋ね たり, 勧めたりする。	イヤーマフを付けること で, 落ち着いて遊ぶことが できる。	児3	教
家	ドライヤーの音	コンセントを抜こうとす る。	\Diamond	なるべく離れた場所でドライ ヤーを使う。	離れた場所でも音に気づくとコンセントを抜こうとする。	幼1 0	- 保
電	掃除機	その場から急いで逃 げて安心スペースで 耳を塞ぐ	0	イヤーマフを装着する	音が小さく感じると落ち着 く。	児5	休
	電子音の出る 本やおもちゃ	両手で耳を塞ぐ,友達 がやっていると止めに 行く		イヤーマフを使用する。 電子音の出るおもちゃを片付 けておく。	時と場合によるが、落ち着 いて過ごせるようになっ た。	児1	_
そ	大きな音(打ち 上げ花火, ア ナウンス等)	両手で耳を塞ぐ	0	イヤーマフを使用する。	比較的落ち着けるように なった。	児1	_
て の 他	犬の鳴き声, 外から聞こえる 騒音	その場から急いで逃 げて安心スペースで 耳を塞ぐ	0	イヤーマフを装着する。	音が小さく感じると落ち着 く。	児5	保
	夕方の時報 チャイム・アナ ウンス	嫌な顔をする。人の手 を使って耳を塞ごうと する。	○ ◇	イヤーマフをする。 室内で窓を閉め切る。	ある程度我慢することができる。室内にいる時は窓を 閉めるようになった。 最近 は慣れたのか外で聞こえ ても落ち着いている。	児20	

表 7-a 「言葉掛け」・「音源確認」対応:子供が嫌がっている音の種類と子供の様子や行動の変化

音の	り種類	子供の様子や行動	対点	芯や工夫	子供の様子や行動の変化	対象	回答
	赤ちゃん(弟)の 泣き声	走って逃げる。泣く。		弟を離す。 本人への声かけ。なだめる。	すぐに泣き止むが,本人の機 嫌が悪いと反応も大きくなる。	幼1	
	親が叱っている 声	悲しい表情をしながら叫 ぶ。		抱きしめて,親も悲しい気持ちであることを伝える。	開き直っている。	幼4	保
	妹の泣き声	妹の方に近づいて叩いた りする。		「泣き止むから大丈夫だよ」と声をかける。	泣き止むまで妹の近くにい て, 叩いたりしようとする。	幼10	_
人の声	「まだだよ」,「だめ」等の否定的な言葉	教員に近付き,自分が発する(肯定的な)言葉を繰り返して言うように求める。		本児の気持ちを受け止め,本児の言葉を繰り返したり,「嫌だったね」と気持ちを代弁する。	気持ちが落ち着いて活動に 戻れることもある。	児11	
Ж	友達の泣き声	部屋に閉じこもる。泣きそうになる。		泣いている理由を説明する。 友達の様子を確認する。	_	児16	
	友達の大きな声	「キー」というような声を出 して,友達に近付き,叩 く。	*	叩くのはいけないことを伝えると 同時に,「静かにして」と友達に伝 えるように促す。	あまり効果はない。本児が、 教師の真似をして友達に伝え ることは難しい。	児20	- 教 -
	泣き声	耳をふさぐ。エンエンエンと真似をする。		「いいよ」,「いいこ,いいこ」と声をかけ,頭をなでる。	心配そうに見つめる。	児12	
	急なCDプレイ ヤーの音 大きな部屋での ピアノの演奏	固まる。教師に抱き着く。	*	CDプレイヤーを再生するときは、本児の視線の先で音の鳴る所を見せて伝える。 終業式等でピアノの演奏があるときは、教師が耳を手で覆う。	きるようになった。ピアノの演 奏は,その場で泣くことは少	幼2	
定 の	特定の歌や曲: 聞き慣れている 歌声や楽器と異 なる場合	耳をふさぐ。その場を離れる。	*	歌が嫌なのか、演奏や音楽が嫌いなのかを尋ねる。 CDの音源が嫌な場合は、ピアノ 伴奏等に切り替える。	音源を変えることで,活動に	児18	- _ 教
楽 ・ 歌	コンサートの特定 の曲の演奏		♦	椅子を下げ, 教師が隣に座る。	イヤーマフを付けると会場に 入ることができた。教師が隣 に座り言葉掛けをしたことで 少し落ち着いたように思えた。	児20	_
	高い音, 大きな音	カーテンの裏に隠れる。 音源から距離を取る。	*	高い音, 大きな音は, 音を小さめにする。 予め, 高い音, 大きな音がすることを予告する。	くなった。自分で耳を手でふ	児21	_
乗	救急車のサイレ ンの音	耳をふさいでいる。		「もうピーポーピーポーはいない よ」と声をかける。	しばらくすると耳をふさぐこと を止めて落ち着く。	幼11	保
り物関連の音	アの開閉音,	乗ることを嫌がる。エンジ ンのかかったバスの近くで は、耳をふさいで声をあ げながらうずくまる。	♦ ★	イヤーマフを勧める。 急いでバスから離れる。バスの近くを通らないようにする。 「今はエンジンかかっていないよ」 等,安心できる言葉かけを行う。 バスに乗車する初回には担任が 一緒に乗車した。	平気だということが分かったようであった。耳をふさぎながら も、笑顔でバスに乗ることがで	児3	教
	バリカン	離れる。	*	父が「自分の髪を切っているよ」と 伝える。	「とーちゃん髪切ってるね」と 言って理解する。	幼6	
電からり	掃除機の音	泣きながら抱きついて離 れない。	▼	掃除機をかける時に手を繋ぐ。 一緒に掃除機をかけた。	少しずつ音に慣れて,一人で 掃除機をかけられるようになっ た。	幼7	- 保
生じっ	ドライヤーや掃除 機の音	怖がって離れる。でも気 になるからちらちら見る	*	嫌な音がすることを予告する。	すぐその場を離れる。	幼12	
る 音	掃除機 ドライヤー	いったん逃げるが, その後近づき観察する。	*	事前に声掛けをする。	逃げる行為はなく, 近くで観察している。	児2	-

表フ-b 「言葉掛け」・「音源確認」対応:子供が嫌がっている音の種類と子供の様子や行動の変化(続き)

音	の種類	子供の様子や行動	対応や工夫	子供の様子や行動の変化	対象	回答
	見えない場所か らのサイレン音	パニックになる。	※ 対象物とサイレンの確認をする。	少しずつ納得する。	児10	
7.	室内プール イルカショー	イヤマフを欲しがる。 その場から離れたがる。	◇ その場からはなれる。★ 言葉をかけて安心させる。	安心する。	_	保
0	# V V	耳を塞ぐ。その場から離 れようとする。	○ イヤマフをつける。◇ その場を離れる。★ その場の状況を説明する。	落ち着く。	児17	
	トイレの水を流す 音	便座から離れて水が流れるのを待つ。	★ 水が流れ終わったことを伝える。	水が流れて終わると,次の行 動に移ることができる。	幼11	- 教
	デジタルタイマー の音	タイマーをすぐに止める。	★ 「終わりだね」と伝える。	タイマーを止めるとその場を 離れる。	児10	- 叙

(2) 好んでいると思われる音

対象児が好んでいると思われる音や音を聞く活動の種類について、自由記述形式で尋ねた(回答者:幼稚部教員11名,保護者7名,小学部教員・保護者各18名)。内容が類似した記述を同一カテゴリにまとめ、カテゴリ名を付与した。表8に音の種類のカテゴリ別回答人数を示した。「音楽,歌」は、両学部の教員及び保護者から、他のカテゴリと比較して多くの回答があった。教員及び保護者は、子供の「笑う」、「注目する」、「近寄る」、「歌う」、「音源に触れる」等の行動から、その音を好んでいると判断していた。

また、保護者からの回答は、子供が余暇として音楽や特定の音を聞くことを楽しむ活動に関する記述が中心であった。そのため、教員の「対応や工夫」を分析対象とし、内容が類似した記述を同一カテゴリ

にまとめ、カテゴリ名を付与した。幼稚部及び小学部に共通して、幼児児童の行動や発言の真似をする、一緒に演奏する・歌う等、対象児が好む音を「コミュニケーションの契機」とする対応や工夫、対象児が好む音を聞く活動を増やす「活動拡大」のための対応や工夫が行われていた。幼稚部では対象児は好んでいるが他児や周囲が不快に感じる音を聞く活動を減らす「活動抑制」のための対応、小学部では対象児の好む音を「活動を切り替える合図として活用」する工夫が行われていた。表9(幼稚部)・表10(小学部)に、好んでいる音の種類、その音が聞こえた際の子供の反応、教員や保護者の対応や工夫、対応後の子供の音に対する反応の変化をまとめた。なお、対応や工夫が空欄であった回答は除外したため、表8のカテゴリ別回答数と一致しない。

表8 好んでいると思われる音の種類

	幼	稚部	小学部		
カテゴリ	教員 n=11	保護者 n=7	教員 n=18	保護者 n=18	
音楽, 歌	8	9	9	7	
電子音(効果音・タイマー)	2	2	3	5	
アニメ, TV番組	1	1	5	5	
楽器	2	1	5	2	
乗り物関連の音	2	3	1	3	
人の声	2	1	_	3	
その他	1	1	1	3	

表 9 幼稚部教員の対応:子供が好んでいる音の種類と子供の様子や行動の変化

	音の種類	子供の様子や行動		対応や工夫	子供の様子や行動の変化	対象				
	繰り返しの歌詞の ある歌	曲を覚えて口ずさむ。		本児が歌を口ずさむのに合 わせて, 言葉掛けをする。	教師の働き掛けに気付き, 見たり ほほ笑んだりする。	幼1				
	教師の歌う手遊び歌	教師の歌声に気付い て見たりほほ笑んだり する。		本児の好きな歌を歌い掛ける。	_	幼2				
音楽	ラジオカセットで 流す音楽	好きな音楽に合わせ てジャンプ走る, 声を 出す等する。		一緒に歌ったり体を動かしたりする。	教師の手を引いて, ラジオカセッ トまでクレーンする。	幼3				
•	教師が歌う歌	教師の歌を聞いて真 似して歌う。	コ	繰り返し歌う。本児の歌に合わせて一緒に歌う。	笑顔で教師を見る。褒められて 笑顔になる。甲高い声で歌う。	幼4				
歌	歌絵本	リズム打ちをしたり, 歌ったりする。	3	一緒に歌う。上手にリズム打 ちができることをほめる。	他の幼児が使っているときにも 歌ったり隣で覗き込んだりする。	幼4				
	手遊び歌	教師の真似をして一緒 に手遊びをする。		=	スピードを変えて一緒に歌う。	足を小刻みに動かしたり、早く手を動かして楽しそうに取り組んでいた。	幼5			
	運動遊び中の BGM	足を踏み鳴らしたり, 歌ったりする。	シ ョ	教師も同じ行動をする。	_	幼5				
アニメ	YouTubeで視聴 するアニメ	教師と動画の再現遊 びをする。	ンの契	本児の求めている台詞や動きをする。	_	幼6				
	楽器を使った音 楽遊び	笑顔で大きな音を繰り 返し鳴らす	機.	機	機	機	機	教師も同じ行動をする	教師が称賛したり、笑ったり反応 があると笑顔で喜び、「もう一 回。」と言って繰り返し遊ぶ。	幼6
人の声	本児の好きな食 べ物のおもちゃ の名前	アイスやトウガラシ等の 語感が好きな物を真 似して言う。					本児の手に取るおもちゃや 遊びに合わせて言葉掛けを する。	教師の言葉掛けを聞いて,真似 して言ったり,その後一人で遊び ながら言ったりする。	幼1	
	音の鳴る絵本	自分で操作して繰り返し遊ぶ。						隣で一緒に歌う。	教師の顔を見て音楽を流す。	幼3
子音	列車のアニメの効 果音	耳元に近づけて聞く。		一緒に聞く。	教師の手を引いて要求を伝える。	幼3				
	給食中のCD(季 節の曲)	繰り返しききたがる。	活動拡	給食時に繰り返し流す。「もう 一回」と言われた時には同じ 曲を繰り返しピアノで弾く。	曲の歌詞を口ずさんだり、自分で 振り付けをしながら踊ったりする。	幼6				
楽 器	ピアノ	曲に合わせて体を動 かす。声を出す。		好きな曲を流す。	教師の手を引いて,ピアノを弾い て欲しいことを要求する。	幼3				
人 の 声	自身の高い声	自分で「キャー」と高い 声を出して遊ぶ。	活動	声が大きいと,他児が泣き出 すため,「シー」や本児の名 前を呼び,落ち着かせる。	少し落ち着く。	幼7				
そ の 他	金属音	スプーンとフォークをキ ンキン鳴らして遊ぶ。	抑制	危ないので、「給食食べよう」 と言葉を掛けている。	給食を食べて落ち着く。	幼7				

表 10-a 小学部教員の対応:子供が好んでいる音の種類と子供の様子や行動の変化

	音の種類	子供の様子や行動		対応や工夫	子供の様子や行動の変化	対象
	校歌(伴奏, 歌)	笑顔になる。 歌詞を付けて歌う。		本児が自ら発した言葉を使って, 替え歌を作って歌う。	より大きな声で歌う。休み時間にも進んで歌うようになった。	児1
	童謡や幼児向け の楽曲	高い声を出す。 歌詞を付けて歌う。	·	本児が鼻歌を歌っているとき に、一緒に体を揺らしたり、 歌ったりする。	本児が好む曲を弾くと, 近づいて きて, 体を動かす。	児2
	音楽の授業で扱 う曲全般	揺れる。ジャンプする。 高い声を出す。	II N	本児の動きを真似する。様子に合わせて言葉掛けをする。	笑顔を見せたり、教師の体に身 を任せたりする。	児8
歌	音楽の授業で扱う曲全般	音源の方を見る。曲を 操作する(CDデッキ, ピアノ, ipod等)。リズム に合わせて揺れる。一 部を小声で歌う。	ユニケーシ	本児の動きや声を真似したり、歌っている本児の正面でリズムに合わせて手拍子やうなづいたりして関わる。	たまに教師に視線を向ける。	児9
	手遊び歌	教員に近付いてくる。 してほしい手遊びを身 振りで表現する。	ヨンの	本児の要求に合わせて手遊 び歌を行う。	笑顔になる。繰り返してほしいこと を身振りで表現する。	児10
アニメ	好きなアニメに関 する動画	集中して見る。笑う。台 詞や歌を口ずさむ。動 きを真似する。	契機	本児の表情, 声, 動きを真似しながら関わる。	教師に視線を向けて笑う、繰り返し同じ声や動きをするか期待して、教師に視線を向け続ける。	児9
楽器	キーボード	朝の会で,教師と一緒に伴奏を弾きたがる。		手伝いとして、教師と一緒に キーボードを弾く。	朝の会の時間になると、進んでキーボードの近くに行き、伴奏のお手伝いに自信をもっているように見える。	児3
砬	キーボード	決まったリズムで和音 を弾いて楽しむ。		教師が一緒に同じ和音とリズ ムを弾いてみた。	教師が一緒に弾いた際も, ニコニコしていて受け入れているようだった。	児20
	エプロンシアター 「給食の歌」	エプロンシアターに注 目する。	Ж.	毎日繰り返す。	給食が食べたいときに, 自ら歌う ようになった。給食の歌を聞くと, 給食の準備をするようになった。	児1
音楽	エプロンシアター「給食の歌」	エプロンシアターに注 目する。	活動を切り	毎日繰り返す。献立の写真 カードと共に示し、歌の内容と 結び付ける。	エプロンシアターを楽しみにし て, 自ら席につくようになった。	児2
• 歌	タブレット端末から流れてくる歌	笑顔で見る。	替える。	活動の始まりの合図にする。	近づいてくる。	児7
	繰り返しのリズムがある曲, 英語の曲	口ずさむ。	合図とし		朝の会に参加できない時でも, 遠くからその部分の活動には参加し, 歌っている。	児18
電子音	タイマーの音	音を聞いて,音源の方 を見たり,活動を終え たりする。	て活用	「終わりだよ」「楽しかったね」等,活動の終わりを知らせたり,活動を振り返ったりする。	声を出して反応したり、次の活動 に向かう準備をしたりする。	児8 児9
アニメ	アニメの台詞や 音楽	笑顔になる。 真似をす る。		本児の注意を向けたいとき	注意を教員に向けることができ、 その後の指示ややり取りが比較 的スムーズになる。	児11

	音の種類	子供の様子や行動		対応や工夫	子供の様子や行動の変化	対象
アニメ	好きな短編アニメ の動画	笑顔で画面に近付く。 タブレット端末で見た い映像が見られないと きに怒る。		他の児童が見たいものと交互 に見るようにし、次の番が本 児の好みのものになるように 設定する。	怒ることはあるが, 待てるように なった。友達が好んで見ている 映像も見られるようになった。	児1
		音を聞いて自ら触れようとする。繰り返し何度 も鳴らし続ける。	動 拡	好きなように鳴らす時間を確保する。音楽に合わせて鳴らして聞かせる活動を設定する。	「今は先生が鳴らすよ」,と本児が 触ろうとした際に制止すると,そ れに応じて聞こうとする。一曲終 わるまで,教師の動きを見て,楽 器の音を聞き続ける。	児9
その他	虫や鳥の鳴き声	笑う。	•	タブレット端末を使用できるようにしている。	タブレット端末で聞いた音を思い出し、実際の鳥の鳴き声を聞いて、「これ~の鳴き声だ」と言うよう	児16

表 10-b 小学部教員の対応:子供が好んでいる音の種類と子供の様子や行動の変化(続き)

Ⅳ. 考察

1. 知的障害を伴う自閉症児の聞こえの評価

本研究の調査対象児は、知的障害及び自閉症の医 学的診断を受けており、 難聴の診断は受けていない 幼児児童であった。しかし、幼児児童36名中9名に 対して教員あるいは保護者のいずれかが、4名に対 しては教員及び保護者の両者が聞こえにくい場合が ある又は聞こえ方に特異性があると感じていた(表 1参照)。その理由として(表2参照)、教員及び保 護者共に、音への「反応の不安定さ」が最も多く回 答された。単に音への反応が弱い場合があるという だけでなく、人の話声には興味を示しにくいが、特 定の音に対しては音量が小さくとも敏感に反応する といった、従来から報告される自閉症児の音への反 応が一貫しない特徴(谷口、2007)が挙げられてい た。また、"何かに集中しているとき"(児1教員)等 の特定状況で音への反応が弱いという回答があり, 自閉症児にみられる選択的注意や能動的注意資源の 配分への困難さ(谷口・千住・東條, 2003) が関係し ていると考えられた。加えて, 知的障害を伴う場合 は、自閉症の特性以外の発達要因も関与しており、 音への反応や応答の形成が発達涂上である可能性も 考えらえた。そのほかの理由として挙げられた「発 音が不明瞭」については、一部の自閉症児において は難聴を伴わない場合でも、「子音の欠如」や「イン トネーションを模倣できない」等、聴覚フィードバ

ックの困難さがあることが報告されている(竹田・ 月田・熊谷,2000)。また、「語音弁別の弱さ」につい ては, 自閉症児は非母語音と母語音の反応に差がな いことから(谷口・千住・東條, 2004), 混在する音 から聞きなれた音(日本語)を識別し、その音に意 味を結びつける過程に困難がある可能性が示されて いる(谷口,2004)。以上より、本研究の対象児に対 して教員や保護者が「聞こえにくい場合がある」と 感じる理由は、自閉症の特性によるものとして説明 されると考えられるが、難聴児が示す特徴と共通す る部分もある。学校健診の純音聴力検査では、軽度 難聴や, 1000Hz より低音域又は 4000Hz より高音域 に難聴がある場合は選別できない。そのため、子供 の状況に応じて, 医療機関で他覚的聴力検査(本人 の反応を要さない、脳波等の測定による検査法) や 聴性行動反応聴力検査等の精密検査を受け、難聴の 有無や聴力の程度を明らかにしてから、個々の子供 の特性に応じた対応や配慮をすることが望ましいと いえる。

2. 知的障害を伴う自閉症児がよく反応する音と 教員及び保護者の対応

(1)嫌がっていると思われる音

教員及び保護者は、子供が耳を塞ぐ、その場から離れる、泣く等の行動や様子から、「嫌がっていると思われる音」を判断しており、対象児には個々によって嫌いな声質(怒った声、男性の低い声等)や音響パタン(特定の音楽・歌、家電から生じる音等)が

あることが示された(表3参照)。これらの音は、学校や家庭で他者と生活を共にする中では、発生の予測がつかない場合や自分で制御できない場合が多い(高橋・増渕、2007;中川、2011;辻,2018)。

上記のような音を嫌がっている場合において、保 護者及び教員は、該当音がする状況を避ける、音源 を止める等、音を遮断するための環境調整の対応や 工夫を最も多く行っており(表5参照),これは自閉 症児の保護者を対象とした調査(辻, 2018;松田ら, 2019) と同様の傾向であった。環境調整により音を 遮断することが難しい場合には、「防音具装用」の対 応(表6参照)が行われている(辻, 2018)と考えら れた。また、「音源の遮断」や「防音具の装用」、「カ ームダウン」の対応と併せて, 教員及び保護者は子 供の実態に応じた「言葉掛け」を行っている場合が あった(以下の例は表7参照のこと)。例えば、日常 生活や学校での集団活動の中でその音を避けること ができない場合において、幼児児童の気持ちに共感 し、気持ちを代弁する言葉掛け(例:児20教員、児 17 保護者), 何が嫌なのかを尋ねる(例:児18 教員) 等が行われていた。他にも、音がすることを予告す る (例: 児21 教員, 幼11 保護者), 音が止んだこと を知らせる(児3教員,幼12保護者)等の言葉掛け が挙げられ,感覚刺激が与られる状況,刺激の内容, いつまで持続するか等を伝えることで、子供は見通 しを持つことができ、それが不安の軽減に繋がる場 合もあると考えられる(岩永, 2017)。

さらに、教員からは、CDプレイヤーを提示してから音を流す(表7:幼2)、泣いている友達の様子を確認し、泣いている理由を説明する(表7:児16)等、「音源の確認」と併せて言葉掛けを行っていることが挙げられた。保護者からも、見えない位置からした音の音源を確認する(表7:児10)、掃除機を一緒にかける(表7:幼7)等、音の意味を理解するための対応が挙げられた。これらの対応は、時間的・空間的拡がりをもつ目には見えない音を捉え、その音の「意味」を学習することに繋がり(大沼、2017)、未知の音や過去の経験から過度の不安が生じている音に対して、不安の軽減や、音の捉え方を変化させる可能性が考えられる(辻、2018)。また、音を聞いてこれから起きる日常の事柄や人の動き等を予測する力(富澤・佐久間ら、2013)の発達を促すことで、

子供が見通しを持ち、防音具を装用する等、自らその音を避ける対策が取れるようになることも望まれる。ただし、掃除機を使う経験により不快さが軽減する者がいる一方で、成人でも一定数が耐えられないとする報告もあることから(辻、2018;高橋・増渕、2007)、必ずしも音を許容できるようになるわけではないことに留意が必要である。

(2) 好んでいると思われる音

教員及び保護者は、子供が笑う、歌う、音源に近 寄る・触れる等の行動や様子から、「好んでいると思 われる音」を判断しており、対象児には学校や家庭 において「音楽、歌」、「楽器」、「アニメ、TV番組」 等、好みの音や音を聞く活動があることが示された (表8参照)。

上記のような対象児が好んでいると思われる音を 教員は教育活動の中に取り入れて対応していると考 えられた(以下の例は表9・10参照のこと)。まず、 対象児が好む歌,楽器の演奏,アニメの台詞等を聞 く際に, 対象児が示す動作や発言を教員が「真似を する」対応が挙げられた(例:幼6,児8,児9)。 自閉症児は, 定型発達児と比較すると, 指導を受け る前は、他者の模倣が困難なことが多く、子供の動 作や音声反応の特徴を観察し、大人が子供と同じ反 応を繰り返す「逆模倣」を用いた関わりが効果的で あるとされる(石倉・黒山・高島ら,2010)。無発語 の自閉症児において, 子供の音声反応を大人が即時 的に模倣(逆模倣) することを繰り返すことで、子 供の音声反応の増加を促し、同時に子供と大人のや り取りを増加させ、対人的相互作用を発達させる可 能性があることが明らかになっている(石塚, 2018)。 以上より、幼稚部及び小学部の教員は、子供が興味 を示し、好意的に受容している音を「コミュニケー ションの契機」として活用していると考えられた。 また、このような対象児が好む音を聞く機会や活動 を増やすための対応や工夫が行われていた。

さらに、小学部では対象児の好む音を「活動を切り替える合図として活用」する工夫が行われていた。 児童は、繰り返し使用される特定の歌や曲から、次の活動を予測する行動の変化が見られ(児1・2・7・8・9)、音の意味理解(富澤・佐久間ら、2013)に繋がっていると考えられた。また、好んでいる音(台詞)を聞くことで、注意配分や気持ちの切り替え ができる事例(児11)も挙げられていた。

一方で、幼稚部では対象児は好んでいるが他児や周囲が不快に感じる音(甲高い大きな声、金属音)を「抑制」する対応が取られていた。集団生活の中では、折り合いをつける必要がある。学校の集団活動の中で、音楽や楽器、タイマー等を使用するが、その音を好ましく思うあるいは役立てている幼児児童がいる一方で、不快に感じている幼児児童がいることに留意し、個別の対応が必要となる。また、自閉症児は雑音下で著しく聴取能力が低下することが報告されている(小川、2015)。音声や音に子供に注意を向けさせたい際には、子供と話者や音源との距離を近づける、周囲の雑音を低減させる(扉や窓を閉める、カーペットを敷く等)といった、難聴児に対する配慮と同様の環境調整も重要となる。

3. 本研究の課題と展望

知的障害を伴う自閉症児においては、不快な音が 活動への参加の妨げとなっている場合もあり、聴覚 過敏を含む聞こえの実態を把握し,子供が日常生活 や学校生活において快適に安心して活動できるよう な環境整備が必要である。しかし、子供自身が自分 にとってどのような音が不快であるのかを自覚する ことや、周囲に説明することは難しいことが多い。 そのため、①教員や保護者の観察による評価や②聴 力検査等を用いた評価が重要となると考えられる。 ①については、本研究の結果を踏まえ、観察のポイ ント等を整理し、聞こえに関する実態把握の方法を 更に検討していく必要がある。②については、毎年 実施される学校の健康診断における聴力検査の活用 が考えられる。幼児期の聴覚障害児に対する検査法 (聴力検査の応答方法に単純なルールの遊びを用い る遊戯聴力検査等)を参考として、知的障害を伴う 自閉症児が実施可能な方法を検討してく必要がある。 加えて、本研究では、対象児の発達的要因について の詳細な分析は行わなかった。聴覚は、生後の学習 によって次第に高められていく性質をもっているが、 知的障害を伴う自閉症児の聴覚の発達に関する研究 は不足している。今後、同一対象児の追跡研究等に より、発達的な変化を含めた「聞こえ」の実態につ いて検討を行う必要がある。

また、本研究では先行研究で対象となっていなかった教員にも調査を実施した。教員は子供が好んでいる音を教育活動に取り入れ、コミュニケーションや音の意味の理解に繋がる指導をしていることが明らかとなった。このような教育的対応には、教員の教育経験や専門性等が関係していると考えられる。本研究では、調査対象が1校のみであったこと、対象とした教員の背景要因等を調査しなかったことが課題として残された。

以上の課題を踏まえ、今後、対象を広げ、知的障害を伴う自閉症児の聞こえに対する支援や指導について検討していく必要がある。

引用文献

American Psychiatric Association (2014). DSM-V 精神疾患の診断・統計マニュアル (高橋三郎・大野裕, 監訳). 医学書院. (American Psychiatric Association (2013). *Diagnostic and statistical manual of mental disorders, fifth edition*. Washington, DC: American Psychiatric Association Publishing.)

- 石倉健二・黒山竜太・高島恭子・他(2010). 自閉 症児に対する模倣の研究. 長崎国際大学論叢, 10, 169-174.
- 石塚祐香・山本淳一(2018). 無発語自閉症児の音 声コミュニケーションと対人的相互作用の促進に 及ぼす逆模倣の効果:事例研究. 慶応義塾大学大 学院社会学研究科紀要, 81, 19-29.
- 伊藤美幸・佐藤公美・髙原由衣・他(2018). 特別 支援学校における聴力検査の検討. 音声言語医 学, 59(2), 150-157.
- 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会学校保健委員会 (2016). 耳鼻咽喉科健康診断マニュアル.
- 松田惠子・和田由美子・一門惠子(2019). 自閉スペクトラム症児者における感覚過敏・鈍麻の実態(2)保護者の対応について. 紀要論文集心理・教育・福祉研究(九州ルーテル学院大学人文学部心理臨床学科), 18, 57-65.
- 中川辰雄 (2011). 保護者に対する質問紙調査による特別支援学校在籍児の聴覚過敏の実態.

Audiology Japan, 54 (5), 301-302.

- 中村公枝(2007). 乳幼児期の聴覚活用と言語習得. 音声言語医学, 48, 254-262.
- 小川征利 (2015). きこえの困難さ検出用チェック リストを用いた難聴と ASD の比較. 教育オーディオロジー研究, 9, 13-17.
- 大沼直紀(監修)(2017). 教育オーディオロジーハンドブック. ジアース教育新社.
- Takahashi,T., Nakamura,T., Kim,J., & et al. (2018). Acoustic hyper-reactivity and negatively skewed locomotor activity in children with autism spectrum disorders: an exploratory study. *Frontiers in Psychiatry*, Published online.
- 高橋 智・増渕美穂 (2008). アスペルガー症候 群・高機能自閉症における「感覚過敏・鈍麻」の 実態と支援に関する研究:本人へのニーズ調査か ら. 東京学芸大学紀要総合教育科学系, 287-310.
- 竹田千佐子・月田佳寿美・熊谷高幸 (2000). 言語 コミュニケーションに関する研究:自閉症児の音 声的特徴. 福井医科大学研究雑誌,1 (3),401-425.
- 谷口 清 (2007). 自閉症の音韻知覚と社会性障害. 心理学評論, 50 (1), 64-77.
- 谷口 清・千住 淳・東條吉邦 (2003). 自閉症児 の言語音識別と注意. 自閉性障害のある児童生徒 の教育に関する研究, 6, 27-34.

- 谷口 清・千住 淳・東條吉邦 (2004). 自閉症児の 社会性障害に関する生理心理学的研究:語音識別 反応と事象関連電位. 東條吉邦 (編),自閉症児・ ADHD 児における社会的障害の特徴と教育
- 的支援に関する研究 (pp.39-46).独立行政法人国立特殊教育総合研究所.
- 富澤晃文・佐久間嘉子・遠藤まゆみ・他(2013). 0 歳代から補聴器を装用した乳幼児のきこえの発達: EASD 質問紙による経時的評価から. 小児耳, 34(1),53-60.
- 辻 富彦(2018). 自閉症スペクトラムなどにおける 聴覚過敏について保護者に対するアンケート調査 と文献的考察一日本耳鼻咽喉学会会報, 121, 679-687.
- 吉村優子 (2019). 自閉スペクトラム症乳幼児の言語 獲得および聴覚過敏に関連する聴覚情報処理過程 の特性. 科学研究費助成事業研究成果報告書.
- Watkin,P.M. & Baldwin,M (2011). Identifying deafness in early childhood: requirements after the newborn hearing screen. Arch Dis Child, 96, 62-66.

付記

本研究にご協力いただきました,参加児の皆様, 先生方,保護者様に心よりお礼申し上げます。

Hearing and support measures for hearing development in children with autism spectrum disorders and learning difficulties: A questionnaire survey of teachers and parents

IGUCHI Akiko*, YAMAMOTO Akira**, TERUI Junko***

(* Department of Teacher Training) (**Department of Information and Support)

(***Center for Promoting Inclusive Education System)

Abstract: The development of the sense of hearing is an important component in children's development. Observation of daily behavior is essential for determining the hearing status of children with autism spectrum disorders and learning difficulties. The participants in our questionnaire survey were teachers and parents of preschool and elementary school children from a special needs school for intellectually challenged children. We investigated the children's state of hearing and the support measures for their hearing development provided by teachers and parents. The results were as follows. (a) Teachers and parents felt that children may be hard of hearing because of the instability of their responses to sounds and unclear pronunciation. (b) The children were hypersensitive to certain voice tones and sound patterns. Teachers and parents provided support such as blocking out sounds, using soundproofing equipment, talking to the children, and checking the sound source. (c) Teachers used sounds that children liked as opportunities for communication and signals to switch activities.

Keywords: autism spectrum disorder, learning difficulties, hearing, hypersensitive

(調査資料)

障害者権利委員会一般的意見「インクルーシブ教育への権利」(General Comment No.4) ドラフト版を巡る議論-ドラフト版から採択版における主要な変更と公開された意見-

棟 方 哲 弥

(発達障害教育推進センター)

要旨:人権条約では,諸権利の基準や加盟国の義務についての基準を示すために「一般的意見(General Comment)」が採択される場合がある。我が国が 2014 年に批准した障害者の権利に関する条約でも 2022 年 10 月7日付けで8つ目の一般的意見が採択されている。その1つが2016年8月26日に採択された「インクル ーシブ教育への権利(General Comment No.4) である。この採択過程では、同年1月15日を締切として一般 的意見のドラフト版に対する意見招請が行われた。国連の Web サイトには締約国の政府機関や障害者団体か ら提出された意見書が87件のリストとして公開されている。本稿では、ドラフト版から採択版における主要 な変更点と公開された資料からそれらに関連する意見の整理を行った。その結果、ドラフト版に見られた通 常の学校の特別の学級やユニット(我が国では特別支援学級がこれに該当すると考えられる)が分離型のタ イプとして説明された部分が削除され、一方で、既存の特別な学校がある場合にはリソースセンターとして 活用する考え方を示した部分も削除されていた。また,統合教育の意義や,従来の「インクルーシブ教育はプ ロセスである」という説明(UNESCO, 2009)に関して、インクルーシブ教育の対極に教育からの除外(exclusion) を置いた上で、通常の学校に受け継がれてきた行動様式、考え方、実践の変更を伴って、教育を受ける権利を 妨げる障壁を取り除くための継続する前向きな取組のプロセスの「成果(the result)」であるとの解釈を行っ たことなどを確認した。その上で、これらの変更や修正に関与した可能性のある意見を整理することで修正 の理由や背景の検討を試みた。障害者の権利の委員会による 2022 年9月9日付けの日本政府への総括所見 (勧告) の第24条に関する指摘では、本稿で取り上げた一般的意見を踏まえるとした上で日本への要請が述 べられていることから、本稿で得られた知見は我が国が締約国としてインクルーシブ教育を充実する上で重 要な示唆となると考えられた。

見出し語:障害者の権利に関する条約,障害者権利委員会,一般的意見,第24条「教育」,総括所見

I. 問題の背景

障害者の権利に関する条約(略称:障害者権利 条約,以下,障害者権利条約あるいは本条約とす る) は 2006 年 12 月 13 日に国連総会で採択され、2007 年 3 月 30 日から署名が開始された。その後、本条約第 45 条の効力発生の規定に従って 20 ヶ国が批准した 2008 年 5 月 3 日に効力が発生した(国連、n.d.*1)。 我が国は 2007 年 9 月 28 日に署名、

18

^{*1} no date (日付が記されていない)

2014年1月20日に批准書を寄託し、同年2月19 日に条約の効力が発生している(外務省,2022, June 17; 国連, n.d.)。批准した国は締約国 (State Party) と呼ばれる。障害者権利条約第35条は、本 条約の義務を履行するための措置及び進歩に関す る報告(以下,締約国報告とする)を障害者権利 委員会(以下,委員会とする)に提出することを 求めている(外務省, 2014;国連総会, 2007)。締 約国報告は、批准後2年以内に最初の報告(the initial report)を提出し、さらに、その後、委員会の 要請に応じて、あるいは少なくとも4年以内ごと に提出が義務付けられている。締約報告が提出さ れると、それに対して委員会からの締約国への「事 前質問(List of Issues)」が示されて、締約国に回答 書を求め、その後、建設的対話と呼ばれる対面審 査を経て、最終的に総括所見 (Concluding observations) が提示されることになっている。こ れらの文書は全て委員会のWebサイトで確認する ことができる (国連人権条約機関データベース, n.d.)。2022 年 12 月時点で延べ 133 ヶ国に対して 総括所見が提示されており、既に第2次・第3次 合併の定期報告に対する総括所見が公表されてい る国は10カ国となっている(国連人権条約機関デ -タベース, n.d.)。

なお、締約国報告は、委員会の示した定期締約 国報告のためのガイドライン (CRPD/C/2/3) (障害 者権利委員会、2009) に沿って内容を記載するこ ととされており、まず、障害に関する統計を含む 基本的な締約国の情報、人権の保護と促進に係る 一般的な枠組みなど、全般にかかる情報 (common core document) と第1条(目的) から第33条(国 内における実施及び監視) のそれぞれにかかる情 報 (treaty-specific document) が求められている。そ れぞれについて、具体的な政策・施策とその法的 枠組に加えて、本条約の内容の履行状況を示す施 策の内容や統計データが必要となる*2。

このような規定に基づいて, 我が国は「障害者 の権利に関する条約第1回日本政府報告」という 文書を2016年6月(日本語仮訳には日付はなく英 語版による) に提出し、これについては既に、2019 年10月29日付けで、委員会から「事前質問」が 提示されている。その中では、第24条「教育」の 部分について,外務省仮訳で「ろう児童及び盲ろ う児並びに知的又は精神障害のある児童を含め, 分離された学校における教育から障害者をインク ルージョンする(インクルーシブ)教育に向け移 行するための,立法及び政策上の措置並びに人的, 技術的及び財政的リソース配分」「個別化された支 援を提供するためにとられた措置「全てのレベル における一般の (mainstream) 教育において障害者 に対する合理的配慮の拒否を防ぐためにとられた 措置」、また「質の高い、障害者をインクルージョ ンする(インクルーシブ)教育についての教職員 に対する制度的な研修を確保するための措置」等 が求められている(障害者権利委員会, 2019)。

その後,日本政府は事前質問への回答を行って,2022年8月23日と2022年8月24日にスイスのジュネーブで建設的対話と呼ばれる対日審査が行われ,2022年9月9日付けで総括所見(CRPD/C/JPN/CO/1)が提示されている。これらは国連の人権条約機関データベース(国連人権条約機関,n.d.)で公開されている。

ところで、国連の主要な人権条約では、諸権利の基準や加盟国の義務についての基準を示すために条約の採択の後で「一般的意見(General Comments)」が採択される場合がある。「一般的意見」と訳されるが、国連によれば、条約によっては「勧告(recommendation)」とも呼ばれ、当該条約等に関して、各国の教育政策立案、施策の推進のガイドラインとなる重要な基準として位置づけられている(国連、n.d.)。

障害者権利条約でも 2022 年 10 月 7 日時点で既 に 8 つの一般的意見が採択されている (障害者権 利委員会, n.d.)。その 1 つが 2016 年 8 月 26 日に 採択された 「インクルーシブ教育への権利 (General Comment No.4)」である。

本の締約国報告の提出は、2016年6月であり、その提出時のガイドラインは2009年版となる。

^{*2} 当該ガイドラインは、その後 2016 年 11 月 17 日 に各国の総括所見の内容を反映した内容や SDGs の 指標を踏まえた更新版が採択されている。なお、日

委員会が、障害者権利条約の第24条「教育」の 意義を「インクルーシブ教育への権利」と捉えて、 そのガイドラインとしての基準を示したものとな る。

ところで、先に述べた日本に対する総括所見の第24条の最初の指摘では、分離された特別な教育の永続化の懸念が示された上で分離された特別な教育からの転換など6つの要請が具体的に行われている。また、これについては、一般的意見(General Comment No.4)と持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)の目標を踏まえた要請であることが記述されている(障害者権利委員会、2022)。

障害者権利条約第 35 条に規定れた締約国報告について、今回が初回であり、今後4年ごとに、あるいは権利の委員会の求めに応じて締約国報告を継続する。総括所見に基づいて我が国のインクルーシブ教育の推進を行うためには、ここに取り上げる一般的意見に基づくことが求められる。

この一般的意見の採択過程では,2016年1月15日を締切として障害者権利委員会の原案であるドラフト版に対する意見招請が行われ,国連のWebサイトには締約国の政府機関や障害者団体から受理された意見87件が公開されている(障害者権利委員会, n.d.)。

これらの意見を基にして一般的意見のドラフト版が変更・修正されたとまでは言えないが、これらの変更や修正に関与した可能性のある意見を整理することとした。これらの修正の理由や背景の一端を探ることは、特別支援学校等を含めた連続した多様な学びの場を確保することを通じてインクルーシブ教育システムの構築を進める我が国の特別支援教育政策の立案、施策の推進の参考になると考えられる。

Ⅱ. 目的

障害者の権利に関する条約を批准後の初めての 総括所見の指摘を踏まえて、特別支援学校等を含 めた連続した多様な学びの場を確保することを通 じてインクルーシブ教育システムの構築を進める 我が国の特別支援教育政策の立案及び施策の推進 の参考とするため、総括所見にも言及されている 2016 年8月 26 日に採択された一般的意見「インクルーシブ教育への権利 (General Comment No.4)」が規定するインクルーシブ教育についての情報を整理することを目的とする。

Ⅲ. 手続き

分析の対象とした資料は、一般的意見の採択版、一般的意見のドラフト版、提出された意見(87件)である。これらは、全て、一般的意見書が掲載されている Web サイト(https://www.ohchr.org/en/documents/general-comments-and-recommendations/general-comment-no-4-article-24-right-inclusive)からダウンロードして使用した。採択版は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語が公開されており、その中から、ドラフト版(原文は英語版のみ)と直接の比較が可能な英語版の採択版を選択してダウンロードした。

採択版とドラフト版の差分については、一覧表を作成した。インクルーシブ教育に関わる用語の定義、特別な学級の位置付けなど、総括所見で示された我が国の特別支援教育政策の立案、施策の推進に関係が深いと考えられた内容についてはパラグラフを提示した上で、公開されている意見書から、そのパラグラフの番号に対応する箇所の意見を抜き出して列挙し内容を検討した。

Ⅳ. 結果と考察

1. ドラフト版の種類と構成

意見招請の対象となった一般的意見のドラフト版は4種類であった。それらは、通常の英文による版、読みやすい英語版、平易な英語版、子供が親しみやすい英語版(Child-friendly version-Draft General Comment on the Right to inclusive education)であった。障害者権利委員会の意見招請では、意見書の条件として、具体的なパラグラフ番号を記して意見を記載し、その分量は5ページを越えないということが示されていた。また、各国への意見招請は、英語、スペイン語、フランス語の3ヶ国語とする、との記述があった一方で、当該Web

サイトの招請の案内文は英語版のみが掲載されていた。

また、ドラフト版には発行日の記載がないが、 意見招請の締切の期日は2016年1月15日である ことが記載されている。また、このドラフトへの 意見招請を決定したのは障害者権利委員会の第 14回セッション(2015年8月17日から同年9月 4日までの開催)であることから、発行日はこの時 期であると考えられる。

障害者権利条約第 49 条には条文が利用しやすい様式 (Accessible formats) で提供されることが規定されており、ドラフト版も以下の4つの版が提供されていた。

(1) 通常の英文による版

パラグラフ $1 \sim 7$ では導入 (Introduction) が、パラグラフ $8 \sim 37$ では第 24 条の要求事項 (Normative contents of Article 24) が、パラグラフ $38 \sim 40$ では締約国の義務 (Obligations of State Parties) が、パラグラフ 41 から 83 では条約の他の条項との関連 (Relation with Other Provisions of the Convention) が記述されている。

本ドラフト版は,採択版とパラグラフ単位で正確な比較が可能であることから,上述したように本論の分析では,これを比較用のドラフト版として用いた。

(2) 読みやすい英語版

このドラフト版では、絵画シンボルと平易な単語を用いた短い文章で、それぞれの事項を説明している。例えば、「インクルーシブ教育とは何か」と書かれた後に机を並べて授業を受ける絵画シンボルが書かれ、その横に「それは障害のある人が障害のない人と一緒に学ぶとき(It is when people with disabilities learn together with people without disabilities.)」とあり、さらに「すべての人が学校や大学の同じ教室で一緒に学びます(Everyone learns together in the same classroom at school, college or university.)」等と紹介されている。通常のドラフト版が83パラグラフあるところを6章構成で全32の平易な短いパラグラフで書かれている。文字数は865字で通常版の8%程度で全12ページである。

(3) 平易な英語版

平易な英語表現で書かれたドラフト版である。

(2) の読みやすい英語版と比べて文章は長く, 絵画シンボルがない。文字の大きさは通常版と同 じであり、文章が短く平易な表現で記載されてい る。7章で全70パラグラフあり、ページ数は12 ページの短い資料となっている。文字数は約2,800 字で通常版の 1/4 程度である。この版ではインク ルーシブ教育についての1つとして「このように インクルーシブ教育は、分離や統合とは違います。 分離や統合とは, 生徒が分離された学校や通常の 学校の分離れた学級 (ユニット) で学ぶことであ り、あるいは正しい支援無しに、通常の学級に入 れられてしまうことです。 (In this way, inclusive education differs from segregation and integration. This is where students might learn in separate schools or separate units within a mainstream school. Or else be put in mainstream classrooms without the right support.)」(本ドラフト版 p.3, 1 ~4行目)と説明されている。

(4)子供が親しみやすい(児童青年用)英語版

この資料は「Consultation Package and Facilitator's Guide」として、5~7時間をかけて、児童青年から意見を聴取するためのパワーポイントのスライドと説明の進め方が紹介されている。(ただし、原稿執筆時点において、提供されると記載されたパワーポイント資料はサイトに掲載されておらず入手できていない。)資料中に、平易な子供用に要約されたドラフト本文が掲載されている。

2. ドラフト版と採択版の差分と意見書の検討 (1) ドラフト版と採択版の差分

通常の英文によるドラフト版(以下,ドラフト版と記す)と採択版を比較した結果は以下のとおりである。

差分は、ほぼ全てのパラグラフについて生じていたが、新たな内容が加えられた部分、内容が変更されたと見なされる部分について記載し、単語や文章表現の変更と見なされるものは除外した。

以下,表1-1~表1-5として,ドラフト版から採択版への変更部分を記載する。(以下,パラグラフの番号は,ドラフト版のパラグラフを Para.と

記す。また、採択版については Para.番号(採択版) と記す。)

1) 導入部分 (Para. 1 から Para. 7)

表 1-1 ドラフト版から採択版への変更(導入部分)

	我 「 「 「 」 」 「 」 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「
パラグラフ番号	ドラフト版からの変更・修正内容
Para. 1	段落冒頭の「この数十年の間に障害者を尊重する態度が顕在化した」という文
	を削除している。それ以外の内容に変更はない。
Para. 2	インクルージョンの認識がされて20年としていたものを30年に訂正し,
	SDGs への言及を正式名称に変更。その上で,Para.3に記載されていた25行に
	わたる「教育的事例」「社会的事例」「経済的事例」,それぞれの詳述を削除した
	上で、それぞれに事例があるという1行を追記。同じく Para.3に示されていた
	国連人権高等弁務官事務所の研究からインクルーシブ教育こそが、質の高い教
	育と社会発展に寄与する可能性のあることを述べたものを追記。
Para. 3	上記を踏まえて削除。
Para. 4	上記により、Para.3 (採択版) に変更。
Para. 5	上記により、Para. 4 (採択版) に変更。インクルーシブ教育に対する障壁につい
	て、項目を追加。具体的には、①障害者に対する差別の1つにメインストリーム
	(mainstream) における障害者への期待の低さがあること, ②インクルーシブ教
	育へのアクセスへの障壁として、さまざまな理解の欠如、例えばインクルージ
	ョンが教育の質を下げ、その他の負のインパクトにつながるという誤った恐れ
	やステレオタイプがあり、全ての教職員への教育が不十分であること、③合理
	的配慮や複数の省庁の相互協力が不十分であることを追記。
Para. 6	削除。Para. 5 (採択版) には、条約の他の条項との関係部分にあった第3条に
	関係する Para.43 の内容をより具体化して転載。
Para. 7	削除。Para. 6 (採択版) には、国内での実施部分にあった第 4 条(3)に関係する
	Para.81 の内容を一部削除して転載。具体的には権利条約第4条3項の内容 (「締
	約国は,この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において,並
	びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において,障害者を代表
	する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。」)
	の趣旨を再掲し、障害者とその家族は単なる受益者ではないことを明記。

2) 第24条の要求事項 (Para. 8から Para.37)

表 1-2 ドラフト版から採択版への変更 (第 24 条の要求事項)

パラグラフ番号	ドラフト版からの変更・修正内容
Para. 8	全ての段階のインクルーシブ教育システムの構築の対象として、職業教育、生
	涯学習,課外活動,社会活動を追記。
Para. 9	インクルーシブ教育は、フォーマルとインフォーマルの両方の教育に必要なこ
	とを追記。
Para.10	インクルーシブ教育の定義の修正について,「以下のように理解され得る (can

	be)」が「以下のように理解される (to be)」と強調された上で、対象を「障害のたる」、 こうにの知りの常型は、でたるスペートルで、毛にて、スのはない
	のある人」から「全ての個々の学習者」である子供として、重ねて、その対象が
	保護者等ではなく、子供の権利を優先することを明示。さらに、インクルーシブ
	教育について定義を修正し、プロセスそのものではなく、継続的なプロセスの
	成果(the result)と捉え直した。(詳細は(2)で論ずる)
Para.11	分離 (segregation)」と「統合 (integration)」と「インクルージョン (inclusion)」
	の違いを定義したパラグラフでは,インクルージョンの対極に「除外
	(exclusion)」の定義を追加。統合教育の位置づけを「統合教育は,障害のある
	人が既存のメインストリームの環境に適応し得るとの理解のもとに、そこへ措
	置 (placing) するプロセスのこと」と再定義。また,通常の学校の特別のクラス
	やユニットが分離型のタイプとして説明された部分を削除。(詳細は(2)で論
	ずる)
Para.12	インクルーシブ教育の中核となる特徴を列挙する中で、全体的なシステムによ
	るアプローチ(whole systems approach)を追加し,教育省は,全てのリソースを
	インクルーシブ教育の推進に向けること, 学校文化, 政策, 実践への必要な転換
	を図ることと明記した。さらに、効果的な移行の項目を追加して、学校での学び
	から, 職業教育あるいは高等教育, 最終的な職場へ向けて, 合理的配慮, 公平な
	評価、試験、認証などを他者と同様に受けることが記載された。また、SDGs に
	ついて加筆された。
Para.14	人権の危機についての記述の部分を戦闘や自然災害を含めて充実し記載。
Para.19	第4条(1)(b)「障害者に対する差別となる既存の法律,規則,慣習及び慣行を修
	正し、又は廃止するための全ての適当な措置(立法を含む。)をとること。」に関
	してパラグラフを追加。
Para.21	-
Para.21	-
Para.21	上記により Para.22 (採択版) に繰り下げ。教育における合理的配慮,支援機器
Para.21	上記により Para.22 (採択版) に繰り下げ。教育における合理的配慮,支援機器の提供,新たなイノベーションや技術が障害のある人を含めて,全ての生徒に届くようにすることを締約国の義務とすることを追加。
	上記により Para.22 (採択版) に繰り下げ。教育における合理的配慮,支援機器の提供,新たなイノベーションや技術が障害のある人を含めて,全ての生徒に届くようにすることを締約国の義務とすることを追加。 Para.25 (採択版) に繰り下げ。障害のある人を含めて全ての人に良質な教育を提
	上記により Para.22 (採択版) に繰り下げ。教育における合理的配慮,支援機器の提供,新たなイノベーションや技術が障害のある人を含めて,全ての生徒に届くようにすることを締約国の義務とすることを追加。 Para.25 (採択版) に繰り下げ。障害のある人を含めて全ての人に良質な教育を提
	上記により Para.22 (採択版) に繰り下げ。教育における合理的配慮,支援機器の提供,新たなイノベーションや技術が障害のある人を含めて,全ての生徒に届くようにすることを締約国の義務とすることを追加。 Para.25 (採択版) に繰り下げ。障害のある人を含めて全ての人に良質な教育を提供するために障害のある人への優先的な配慮である積極的差別是正措置
Para.24	上記により Para.22 (採択版) に繰り下げ。教育における合理的配慮,支援機器の提供,新たなイノベーションや技術が障害のある人を含めて,全ての生徒に届くようにすることを締約国の義務とすることを追加。 Para.25 (採択版) に繰り下げ。障害のある人を含めて全ての人に良質な教育を提供するために障害のある人への優先的な配慮である積極的差別是正措置 (affirmative action) について追加。
Para.24	上記により Para.22 (採択版) に繰り下げ。教育における合理的配慮,支援機器の提供,新たなイノベーションや技術が障害のある人を含めて,全ての生徒に届くようにすることを締約国の義務とすることを追加。 Para.25 (採択版) に繰り下げ。障害のある人を含めて全ての人に良質な教育を提供するために障害のある人への優先的な配慮である積極的差別是正措置 (affirmative action) について追加。 追加。一般的なアクセス保証と,個別の合理的配慮の違いの再認識と,一般的な
Para.24	上記により Para.22 (採択版) に繰り下げ。教育における合理的配慮,支援機器の提供,新たなイノベーションや技術が障害のある人を含めて,全ての生徒に届くようにすることを締約国の義務とすることを追加。 Para.25 (採択版) に繰り下げ。障害のある人を含めて全ての人に良質な教育を提供するために障害のある人への優先的な配慮である積極的差別是正措置 (affirmative action) について追加。 追加。一般的なアクセス保証と,個別の合理的配慮の違いの再認識と,一般的なアクセス保障や配慮が行われている場合にも,個別の合理的配慮を要求できることを明記。
Para.24 Para.29	上記により Para.22 (採択版) に繰り下げ。教育における合理的配慮,支援機器の提供,新たなイノベーションや技術が障害のある人を含めて,全ての生徒に届くようにすることを締約国の義務とすることを追加。 Para.25 (採択版) に繰り下げ。障害のある人を含めて全ての人に良質な教育を提供するために障害のある人への優先的な配慮である積極的差別是正措置 (affirmative action) について追加。 追加。一般的なアクセス保証と,個別の合理的配慮の違いの再認識と,一般的なアクセス保障や配慮が行われている場合にも,個別の合理的配慮を要求できることを明記。 Para.32 (採択版) と Para.33 (採択版) に分けて繰り下げ。UDL (学習のユニバ
Para.24 Para.29	上記により Para.22 (採択版) に繰り下げ。教育における合理的配慮,支援機器の提供,新たなイノベーションや技術が障害のある人を含めて,全ての生徒に届くようにすることを締約国の義務とすることを追加。 Para.25 (採択版) に繰り下げ。障害のある人を含めて全ての人に良質な教育を提供するために障害のある人への優先的な配慮である積極的差別是正措置 (affirmative action) について追加。 追加。一般的なアクセス保証と,個別の合理的配慮の違いの再認識と,一般的なアクセス保証と,個別の合理的配慮の違いの再認識と,一般的なアクセス保証と,個別の合理的配慮の違いの再認識と,一般的なアクセス保障や配慮が行われている場合にも,個別の合理的配慮を要求できる

Para.34	Para.35 (採択版) に繰り下げて, 自閉症とコミュニケーション障害, 知的障害の
	場合でのリソースの提供の充実として、AAC、手話、ハイテク、ローテクの活
	用,ピアチューター,構造化,視覚支援の投資などを追記。このパラグラフは条
	約第24条(3)でも取り上げられている盲人、ろう者、盲ろう者への最適なコ
	ミュニケーション手段の活用と教育の場に関するものに、自閉症、コミュニケ
	ーション障害,知的障害に関する内容を新たに3項目追加している。例えば,
	Para.35(f) (採択版) では、知的障害者には、安全で静寂で構造化された環境にお
	いて, 具体的で視覚的, 読みやすい教材等が用いられることや, 自立生活と職業
	の文脈での指導が提供されなければならない(must be provided)ことが述べら
	れている。また、締約国は代替的な指導方略や評価方法が用いられるインクル
	ーシブで相互作用のある教室 (inclusive interactive classrooms) のための投資が必
	要であると述べている。
Para.36	Para.37 (採択版) に繰り下げ。インクルーシブ教育環境で有用な手話や点字,移
	動支援技能を持つ教職員を雇用すること、また、その養成は障害の人権モデル
	(human rights model of disability) に基づくべきことを追記。
Para.37	Para.38 (採択版) に繰り下げ。締約国は、高等教育において、障害のある学生に
	対する優先的な対応である積極的差別是正措置を検討すべきことを追記。

3) 締約国の義務 (Para.38 から Para.40)

表 1-3 ドラフト版から採択版への変更 (締約国の義務)

パラグラフ番号	ドラフト版からの変更・修正内容
Para. 38	Para.39(採択版)に繰り下げ。
Para. 39	Para.40(採択版)に繰り下げ。
Para. 40	Para.41(採択版)と Para.42(採択版)に分けて繰り下げ。

4) 条約の他の条項(教育以外の条項)との関係 (Para.41 から Para.58)

表 1-4 ドラフト版から採択版への変更(条約の他の条項との関係)

パラグラフ番号	ドラフト版からの変更・修正内容
Para. 41	Para. 42 と合わせて,Para. 44(採択版)へ繰り下げ。
Para. 42	同上。
Para. 43	Para. 45 (採択版) へ繰り下げ。その際,第3条関係から第5条関係に内容を変
	更。
Para. 44 から	それぞれ Para. 46(採択版)から Para. 52(採択版)へ繰り下げ。
Para. 51	
Para. 52	削除。新たに第20条に関する内容をPara.53(採択版)に記載。
Para. 53 から	それぞれ Para. 54(採択版)から Para. 58(採択版)へ繰り下げ。
Para. 57	
Para. 58	条約の教育以外の条項(第32条)との関係という点で、Para.41(採択版)の中
	に,具体的な記述を追加して,転載した上で削除。

5) 国内での実施 (Para.59 から Para.83)

表 1-5	ドラフ	1ト版か	ら採択版へ	の変更	(国内での実施)
120		1 11/2/3	ンストル	*V/2CX	

	表 1 0 1 7 7 1 MXX 5 3 X 1 (MX 40)
パラグラフ番号	ドラフト版からの変更・修正内容
Para. 63	(a)から(K)の事項を(a)から(m)に追加して整理。
Para. 68	Para. 69 と合わせて Para. 68(採択版)へ。
Para. 69	同上。
Para. 70 & Para. 71	それぞれ Para.69(採択版)と Para.70(採択版)へ繰り上げ。
Para. 72	Para. 75 と合わせて Para. 71(採択版)に移動。
Para.73	b)の中で、特別な学校をリソースセンターとして強化 (empowering) を図ること、専門性の水準を強化し、他の教員の研修や保護者、本人への支援、アセスメントなどを含めてインクルーシブな学びの支援を行うこと、支援機器等の資源提供や教員等に利用させる支援などが記載されていたが、採択版では、この特別な学校に関する記述が削除された他、大幅な削除、修正が行われた。(詳細は(2)で論ずる)
Para.77	Para. 73(採択版)と Para. 74(採択版)に分けて記載。
Para.78	Para. 79 と合わせて Para. 75(採択版)へ。
Para.83	Para. 76(採択版)へ。

(2) 主要な差分と意見書の検討

意見を提出した国や機関はリスト上で 87 あった (付表 1)。一方で、リストの重複 (意見 22 と意見 23)、欠落 (意見 35)、異なる名称の同一ファイル (意見 77 と意見 79) があり、実際の意見を提出した国や機関は 84 となった。

各政府による意見、協会や団体からの意見、個人としての意見、自国政府意見への異議を唱える意見、複数団体の連名の意見のほか、先行研究の論文を提出しただけのものなどがあった。

指定された3ヶ国語(英語,スペイン語,フランス語)以外ではアラビア語(バーレーン)の意見が1件あった。意見については表1の国や機関名を意見番号として引用している。なお、パラグラフの番号(Para.数字)は、それぞれの意見がドラフト版の番号を記していることから、ドラフト版の番号とした。

既に(1)で記述したように、ドラフト版と採 択版では、さまざまな差分が生じたことがわかる。 本論の目的は、障害者の権利に関する条約を批准 後の初めての総括所見の指摘を踏まえて、特別支 援学校等を含めた連続した多様な学びの場を確保 することを通じて教育インクルーシブ教育システムの構築を進める我が国の特別支援教育政策の立案及び施策の推進の参考とすることであり、特に、分離された特別な学校や特別な学級の位置づけ、インクルーシブ教育の定義について中心に検討を進める。

このため具体的には、Para. 3、Para. 10、Para. 11、Para. 34、Para. 73 を中心に意見書の内容を取り上げる。

• Para. 3

このパラグラフは、ドラフト版で、インクルーシブ教育の重要性を「教育的事例」「社会的事例」「経済的事例」に分けて、インクルーシブ教育の優位性を先行研究の成果を示しながら述べたものであった。「教育的事例」で紹介されていたものは、同じ障害の程度である子供が、障害のない子供と共に学んだ場合に、分離型で学ぶより学業成績が全般に高いという論文の結果を示し、インクルーシブ教育のみが、質の高い教育と社会開発に寄与可能であるとしている。採択版では、削除されている。

このことに関する意見としては、「インクルーシ

ブの効果については、他に多くの論文があり、結論はさまざまである。このことからこのパラグラフでインクルーシブ教育のみが、寄与するという記述は公平性を欠く」「インクルーシブ教育が、分離型のクラスと比較して、全体として学業成績や望ましい行動を得るということは保証されず、質の低い通常学級での学習がインクルーシブ教育と呼ばれることが最も悪影響を及ぼす」(意見1)、

「権利条約第24条3(c)の条文には,特別な学校や教育施設における教育の場が存在し,盲者,ろう者,盲ろう者の教育が最も適した言語やモードで行われることを締約国が進めるという記述がある」(意見12),「インクルーシブ教育の効果については,障害のない生徒にも教育や社会性における利益があることを記すべき」(意見15),などがあった。

• Para.10

(1)で述べたように、Para.10では、冒頭で、インクルーシブ教育が、以下のように「理解され得る(can be)」としていたものを、「理解される(to be)」と強調した上で、その対象を「障害のある人」から「全ての個々の学習者」とした上で、対象はあくまでその保護者等ではないことして、子供の権利優先を明示している。

さらに、インクルーシブ教育の定義も変更されているが、以下に、インクルーシブ教育システムの定義を述べた部分のドラフト版のd)と採択版の(d)を示す。下線部が変更(追加)点である。ドラフト版 Para.10 より

d)a process that necessitates a continuing and pro-active commitment to the elimination of barriers impeding the right to education, together with changes to culture, policy and practice of regular schools to accommodate all students.

採択版 Para.10 より

(d) The result of a process of continuing and proactive commitment to eliminating barriers impeding the right to education, together with changes to culture, policy and practice of regular schools to accommodate and effectively include all students.

上に見るように (インクルーシブ教育とは) 「全 ての子供を (accommodate) 受け入れるために,通 常の学校に受け継がれてきた行動様式、考え方、 実践の変更を伴って、教育を受ける権利を妨げる 障壁を取り除くための継続する前向きな取組のプロセス」という表現は変更されていないが、採択版では、インクルーシブ教育を「プロセス」そのものと捉えるのではなく、プロセスの成果(the result)が「インクルーシブ教育」であると捉え直している。また、「効果的に包摂する」という文言も加えられている。その上で、Para.11では、「インクルージョンはシステム的な改革のプロセスに関与(involve)し」という表現が見られる。定義の上ではUNESCO(2009)の「インクルーシブ教育はプロセスである」との表現(UNESCO、2009、p.8、Para.3)を障害者権利委員会が、今回採択した正式な文書の中で見直したことになる。

上記の変更について、提出された意見の中では、意見11は、採択版に反映されたとおり、インクルーシブ教育を結果と捉えるべきという指摘であった。一方、学ぶ場の多様性と保護者の意向から分離教育が必要であり、このパラグラフの削除を求める意見(意見38)もあった。なお、この意見38を提出した機関は、書きぶりとして、ドイツの国としての見解として書かれている一方で、署名が無く、これに対する非常に強い反論がドイツの別の団体(意見6)から提出されていた。

• Para.11

続いて、「除外」「分離」「統合」「インクルージョン(inclusion)」を定義したドラフト版と採択版を示す。

Para.11 (ドラフト版)

(一部略) Integration is a process of placing persons with disabilities in existing mainstream educational institutions, and requiring them to adapt and accommodate to a pre-determined environment. (統合教育とは、障害のある人をメインストリームに措置して、その事前に決定されていた環境に適応させることを指す) (中略) Similarly, creating discrete and isolated units for students with particular disabilities within a mainstream school environment remains a form of segregation, and cannot be defined as inclusive education. Integration is not a necessary transition from segregation to inclusion (同様に、通常の学校の中に

おいて、区分けされたり分離されたりしている特定の障害のある児童生徒のためのユニットを設置することはインクルーシブ教育とは定義され得ないものであり、1つの分離教育の形態でしかない。また統合教育は分離教育からインクルージョンへの必然的な移行段階というわけではない。).

· Para.11 (採択版)

(一部略) Exclusion occurs when students are directly or indirectly prevented from or denied access to education in any form (除外とは, どのような形態 であっても、児童生徒が直接的に、あるいは間接 的に教育へのアクセスを阻まれたり拒否される場 合に生じる). (中略) Integration is the process of placing persons with disabilities in existing mainstream educational institutions with the understanding that they can adjust to the standardized requirements of such institutions (統合教育とは、障害のある人を、彼ら が、既存のメインストリームの教育機関の標準化 された要求に対処できるとの理解のもとに、その 教育機関に措置するプロセスである. (中略) Furthermore, integration does not automatically guarantee the transition from segregation to inclusion (さらに言えば、統合教育を行ったからといって、 分離教育からインクルージョンへ自動的に移行し ていくことが保証されるものではない).

採択版では、ドラフト版が「分離」「統合」「イ ンクルージョン」の違いを定義したパラグラフに ついて、「除外 (exclusion)」をインクルージョンの 対極に置く形で追加し、定義した。その上で「統 合教育は自動的に分離からインクルージョンへの 移行を保証するものではない」と最終センテンス で、ドラフト版での記述を一部担保しているがド ラフト版の「統合教育 (integration, 以下同様) は, 障害のある人をメインストリームに措置して、そ の環境に適応させること」という表現を採択版で は「統合教育は、障害のある人が既存のメインス トリームの環境に適応し得るとの理解のもとに, そこへ措置すること」と定義し直した。なお、「分 離教育」の例として、「通常の学校に分離された学 級を設置することは分離の1つの形式であり、イ ンクルーシブ教育とは定義されない」という表現 を削除した。

これに関連する意見としては、インクルーシブ 教育は理想であるが現時点では「twin-track」アプ ローチ, すなわち 「two-track」 という 2 線式ではな く、通常の学校や教室におけるインクルーシブ教 育の推進と,特別な場を含めた教育を対にして充 実させることが必要である(意見38,61,68,69, 87 など) との意見があった。また、文言について は「よく分類されている。その一方で分離は、隔 離された場所で行われるばかりではなく, 貧弱な インクルーシブ教育において見られるものであり, このことを分離の記述に加えること」(意見1), 「分離、統合、インクルージョンは、その順で記 載すること。インクルージョンの後に統合の説明 が置かれることは合理的でない」(意見 32) があ り、意見1は反映されていないが、意見32は採択 版で、そのように順序の修正がなされている。

• Para.34

表1-2のとおり、Para.35(f)(採択版)では、盲者、 ろう者, 盲ろう者以外に, 自閉症, コミュニケー ション障害、知的障害に関することが追加されて いる。寄せられた意見では、盲者、ろう者、盲ろ う者だけについての記述では不十分という意見が あり、自閉症、コミュニケーション障害、知的障 害に関す項目が追加されている。また、知的障害 者について述べるなかで新たに「inclusive interactive classroom」という表現が追加された。「知 的障害者は具体的で視覚的、読みやすい教材等を 用いて、安全で静寂で構造化された環境において 自立生活と職業の文脈において児童生徒を準備さ せるような指導をインクルーシブで相互作用のあ る教室 (inclusive interactive classrooms) において提 供されなければならない (must be provided) とい う表現(再掲)」と書かれている。これに関連する 意見として「パラグラフ34は、盲者、ろう者、盲 ろう者のみを取り出しているが、これにより、締 約国が、これら以外の障害に対して、これらの提 供されないことを懸念する。例えば、自閉症の人 は感覚処理に障害がある。彼らもまた, 拡大代替 手段が必要かもしない。自閉症のある児童生徒に ついては、盲者、ろう者、盲ろう者と同様に、『そ の個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の 形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達 を最大にする環境において行われることを確保すること(すなわち条約第24条3(C))』が必要であり、居住地域で教育を受けるための生活や社会スキルを身に付けることが必要」(意見9)という意見があった。また、「パラグラフ34で述べられていることは、複雑なコミュニケーション障害や限定的な言語能力の児童生徒に関しても対象であると読むことができる。それらを含む下位項目を新たに追加すべきである」(意見49)。「締約国は、自閉症のある児童生徒が居住地域で教育を受けるための生活や社会スキルを身に付けることが必要である。」(意見58)。

これらのうち、意見9と意見58は、共に条約第24条3の記述が自閉症のある児童生徒にも必要であることを指摘している。

• Para.73

ドラフト版ではサポートやリソースシステムの 一つ (b)) として, 特別な学校をリソースセンター として強化 (empowering) を図ること, 専門性の 水準を強化し、他の教員の研修や保護者、本人へ の支援、アセスメントなどを含めてインクルーシ ブな学びの支援を行うこと, 支援機器等の資源提 供や教員等に利用させる支援などが記載されたも のであった。しかし、採択版では、この特別な学 校のリソースセンター化の記載が削除された.こ れに関連する意見としては、「特別な学校をリソー スセンターとして活用することは、その専門性を 生かす意味で望まれるが、その一方でラテンアメ リカの国などでは、インクルーシブ教育を行おう とする教員は、特別な教育の専門家はインクルー シブ教育の障壁となっている,と考える者が多い。 しかし、実態としては、それらの(インクルーシ ブ教育を行う) 教員には障害に関する指導をする 専門性がない」(意見5)や「長い期間分離されてき た教育機関における子供の望ましくない態度がさ まざまな教育場面に広がってしまう心配が払拭で きない」(意見9)、「分離型の教育である特別な学 校を利用することは、望ましくない」、「分離型の 特別な学校が有する, 単に, 障害のある子供を教 育した経験と、最新の知見である障害のある子供 と障害のない子供が共に学ぶことは異なるもので あり、障害のある子供の教育とは何か、見誤って はならない」(意見15) などがあった。

Ⅴ. まとめ

本論では、権利条約の第24条「教育」に係る一般的意見「インクルーシブ教育への権利(General Comment No. 4)」について、この採択版とドラフト版との比較を行った。

その目的は、障害者の権利に関する条約を批准 後の初めての総括所見の指摘を踏まえて、特別支 援学校等を含めた連続した多様な学びの場を確保 することを通じて教育インクルーシブ教育システ ムの構築を進める我が国の特別支援教育政策の立 案及び施策の推進の参考とするためであった。

著者が注視したのは、ドラフト版に見られた通常の学校の特別のクラスやユニット(我が国では特別支援学級)が分離型のタイプとして説明された部分の削除、統合教育の意義の変更、インクルージョンの対極に教育からの除外という概念を置いた上で、従来のインクルーシブ教育はプロセスであるという説明(UNESCO、2009)を変更し、そのプロセスの成果であるとの解釈を行った等であった。

なお、インクルーシブ教育は理想であるが、現時点では、通常の学校や教室におけるインクルーシブ教育の推進と併せて、特別な場を含めた教育を充実することが必要であるとの認識が少なくない国々から示されていた。

VI. 我が国の次回の締約国報告に向けて

一般的意見は、それまでに提出された締約国報告書を踏まえて、障害者権利委員会が採択した正式な文書であり、その内容は締約国によって尊重されなければならない。これまで述べてきたように、少なくない国が、特別な教育の場の重要性を指摘しており、採択版では、既に述べた通り、特別な学級の存在を分離型の教育の具体例から削除した上で、十分な支援を行わない通常の教育の場における教育を否定している。さらに、多様な学

びの場の必要性の指摘が各国政府や団体からなされたことを踏まえて採択版が作成されたとも考えられる。

我が国を含め、多くの国が多様な学びの場を確保する政策を推進していると推測される中にあって、締約国、障害者権利委員会を含めて、障害者の権利に関する条約第 24 条に係る一般的意見の要請事項のより具体的な水準での認識を一致させることが必要であろう。そのためには我が国を含めた締約国はこの一般的意見の内容を具体的な水準で理解し、施策につなげるとともに、その施策が一般的意見の要請と整合性のあることを示していかなければならない。

さらに、結果と考察に取り上げていない意見か らもさまざまな示唆が得られると思われた。例え ば, 意見 12 には, ドラフト版への直接のコメント の他に, 現時点における特別な学校の必要性に加 えて, 盲者, 盲ろう者のために全ての学校が配慮 すべきことがらを列挙し、それらの条件を整える ことができればインクルーシブな学校となるとい う視点が提供されている。既に述べたインクルー シブ教育が関与するプロセスは、例えば、それら の実現に向けたものかもしれない。権利条約がそ の漸進性を許容するものであることを踏まえれば, 我が国の次回の締約国報告に向けて、インクルー シブ教育の定義を明確に理解した上で、当面の多 様な学びの場の確保に加えて、全ての子供を受け 入れる学校の条件整備を国際的視野で追求する必 要が示唆される。

文献(引用文献・参考文献)

- Ainscow, Mel. (2005a) Understanding the development of inclusive education system. Electronic Journal of Research in Educational Psychology, ISSN: 1696-209.
 N.7, Vol3(3)2005, pp.5-20.
- Ainscow, Mel. (2005b) Developing Inclusive Education Systems: What Are The Levers For Change?, Journal of Educational Change (2005)6:109-124.
- 外務省(n.d.).障害者の権利に関する条約(略称:障害者権利条約).

- https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogai sha.html(アクセス日, 2022-12-16)
- 外務省(2014).障害者の権利に関する条約(本文 外 務省訳). 2014-01-30.
- https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.h tml(アクセス日, 2022-12-16)
- 国連総会(2007).Convention on the Rights of Persons with Disabilities [A/RES/61/106].
- 国 連 (n.d.).United Nation Treaty Collection. https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TR EATY&mtdsg_no=IV-15&chapter=4&clang=_en(アクセス日, 2022-12-16)
- 国連人権条約機関データベース(n.d.).UN Treaty Body Database.
 - https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/TBSearch.aspx?Lang=en&TreatyID=4&DocTypeID=5(アクセス日, 2022-12-16)
- 国連(n.d.).AskDAG サイト.
- https://ask.un.org/faq/135547(アクセス日, 2022-12-16) 障害者権利委員会 (n.d.).General Comments. https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CRPD/Pages/GC .aspx(アクセス日, 2022-12-16)
- 障害者権利委員会(2009). Guidelines on periodic reporting to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities, including under the simplified reporting procedure.
- https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexterna l/Download.aspx?symbolno=CRPD%2FC%2F3%2F2 &Lang=en(アクセス日, 2022-12-16)
- 障害者権利委員会(2019). List of issues in relation to the initial report of Japan.
- https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexterna l/Download.aspx?symbolno=CRPD%2FC%2FJPN%2 FQ%2F1&Lang=en (アクセス日, 2022-12-16)
- 障害者権利委員会(2022).Concluding observations on the initial report of Japan, CRPD/C/JPN/CO/1.
- UNESCO(2009). Policy Guidelines on Inclusion in Education, UNESCO.
- https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000177849 (アクセス日, 2022-12-16)

付表 1 意見提出機関(個人を含む。)一覧(国連障害者権利委員会 Web サイトの掲載順)

1月衣 1	息兄徒山俄闵(仙人を含む。)一見(国建牌書有権利安貝芸 Web サイトの掲載順)
No.	機関名等
意見1	All India Confederation of the Blind(インド共和国・全インド盲人連合)
意見2	Amnesty International (AI)(国際人権 NGO・アムネスティ・インターナショナル)
意見3	Argentina(アルゼンチン共和国政府)
意見4	Armenian Child Protection Network(アルメニア共和国・アルメニア児童保護ネットワーク)
意見 5	Asociación Azul (アルゼンチン共和国・アジュール協会:障害者自立生活支援団体)
意見6	Association Politics against Exclusion-Coalition for Integration and Inclusion(ドイツ連邦・
	統合とインクルージョンに向けて教育における排除に抗する政策検討団体:大学教授
	などの専門家で構成される団体)
意見7	Australian Government(オーストラリア連邦・連邦政府)
意見8	Australian Lawyers For Human Rights(オーストラリア連邦・人権弁護士会)
意見 9	Autistic Minority International(国連登録の NGO・自閉マイノリティー国際支援組織)
意見 10	Bahrain(バーレーン王国・教育省)
意見 11	Belgian Intefederal Centre for Equal Opportunities (ベルギー王国・機会平等支援連邦センター:独立公共サービス機関)
 意見 12	Blind Citizens New Zealand(ニュージーランド・全国盲人協会)
意見 13	Bridge of Hope Armenia(アルメニア共和国・希望の架け橋:児童青年期障害者権利擁
总允 13	護団体)
意見 14	Canadian Association for Community Living (CACL)(カナダ・全国コミュニティ・リビン
	グ協会)
意見 15	Cátia Malaquias(オーストラリア連邦・個人:弁護士,ダウン症の母親,障害者団体役員)
意見 16	Center For Reproductive Rights (CRR)(国際 NGO・性と生殖に関する健康と権利擁護センター)
意見 17	Children with Disability Australia (CDA)(オーストラリア連邦・全国障害のある子供と青年支援組織)
意見 18	Clínica Jurídica en Discapacidad y Derechos Humanos de la Pontificia Universidad Católica del Peru(ペルー共和国・ペルーポンティフィシア・カトリック大学・障害者と人権に関するクリニック)
意見 19	Comité Español De Representantes De Personal Con Discapacidad (CERMI)(スペイン王国・スペイン障害者政策委員会)
 意見 20	Deaf Education Council of the Philippines(フィリピン共和国・ろう者教育評議会)
意見 21	Disability Research Network(国と差し出し人は不明・関係する学術論文の写し1部:
	Bronagh Byrne (2013): Hidden contradictions and conditionality: conceptualisations of
	inclusive education in international human rights law, Disability & Society, 28:2, 232-244)
意見 22	Disabled Peoples Organisations Denmark-Danske Handicaporganisationer(デンマーク王国・ デンマーク障害者機構)
意見 23	Disables Peoples Organisations Denmark-Danske Handicaporganisationer(リンク先のファ
	イルは意見 22 と同じ資料であり重複と判断した。)
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

意見 29 ElectroSensitivity UK (ES UK) (イギリス・英国電磁波過敏症慈善団体) 意見 30 Equals Centre for Promotion of Social Justice-Chennai, India (インド共和国・公平な社会推進平等センター) 意見 31 Ethna Monks (個人・アイルランド共和国:電磁波過敏症に関する事項を記載) 意見 32 European Agency for Special Needs and Inclusive Education (欧州特別支援教育とインクルーシブ教育推進機構) 意見 33 Finland- Comments on Draft and Submission (フィンランド政府) 意見 34 Fundación Saldarriaga Concha (コロンビア共和国・サルダリーガ・コンチャ財団) 意見 35 Fundación-Saldarriaga Concha (リンクエラーがある。インターネット検索により意見 34 の綴り字の誤りと判断した。) 意見 36 Gauthier de Beco-Centre for Disability Studies and Centre for Law and Social Justice (CDS & L&SJ) (イギリス・リーズ大学障害学研究センター/法と社会正義研究センター) 意見 37 Gelijke Rechten Voor ledere Persoon met een Handicap (GRIP) (ベルギー王国・障害者の市民権維護団体) 意見 38 Germany (ドイツ連邦・本文に締約国としてのドイツでという記載はあるが、正式なレターへッド、署名は無い。) 意見 39 Global Campaign for Education (GCE) (国際市民団体・基本的人権としての教育の推進) 意見 40 Government of South Australia (南オーストラリア政府) 意見 41 Grupo Artículo 24 por Educación Inclusiva de Argentina (アルゼンチン共和国・権利条約第24条インクルーシブ教育のための連合体) 第24条インクルーシブ教育のための連合体) 意見 42 Human Rights Watch (国際 NGO: ヒューマン・ライツ・ウォッチ) DIA Disability Access Programme (IDAP) (インド共和国・障害者のアクセスプログラム) 意見 44 INISCHOOL (オランダ王国・インクルージョン・インターナショナル:国際知的障害者家族団体) 同にlusion International (インクルージョン・インターナショナル:国際知的障害者家族団体) 「Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド:オランダ知的障害者家族団体) Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド:オラング知的障害者家族団体) International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見 24	Down Madrid (スペイン王国・マドリード・ダウン症協会)
意見 27 Education For All(ニュージーランド・全ての人のための教育・個人の有志団体) 意見 28 Electro Hypersensitivity and Inclusive Education Australia KT(個人・電磁波過敏症の保護者) 意見 29 ElectroSensitivity UK (ES UK)(イギリス・英国電磁波過敏症整善団体) 意見 30 Equals Centre for Promotion of Social Justice-Chennai, India(インド共和国・公平な社会推進平等センター) 意見 31 Ethna Monks(個人・アイルランド共和国:電磁波過敏症に関する事項を記載) 意見 32 European Agency for Special Needs and Inclusive Education(欧州特別支援教育とインクルーシブ教育能連機構) 意見 33 Finland-Comments on Draft and Submission(フィンランド政府) 意見 34 Fundación Saldarriaga Concha(コロンピア共和国・サルグリーガ・コンチャ財団) 意見 35 Fundación-Saldarriaga Concha(コロンピア共和国・サルグリーガ・コンチャ財団) 意見 36 Gauthier de Beco-Centre for Disability Studies and Centre for Law and Social Justice (CDS & L&SJ)(イギリス・リーズ大学障害学研究センター/法と社会正義研究センター) 意見 37 Gelijke Rechten Voor ledere Persoon met een Handicap (GRIP)(ベルギー王国・障害者の市民権擁護団体) 意見 38 Germany(ドイツ連邦・本文に締約国としてのドイツでという記載はあるが、正式なレターヘッド、署名は無い。) 意見 39 Global Campaign for Education (GCT)(国際市民団体:基本的人権としての教育の推進) 意見 40 Government of South Australia(情オーストラリア政府) 意見 41 Grupo Articulo 24 por Educación Inclusiva de Argentina(アルゼンチン共和国・権利条約第24条インクルーシブ教育のための連合体) 意見 42 Human Rights Watch(国際 NGO:ヒューマン・ライツ・ウォッチ) 意見 43 IDIA Disability Access Programme (IDAP)(インド共和国・障害者のアクセスプログラム) 意見 44 Inclusion Europe(インクルージョン・ヨーロッパ:欧州知的障害者家族団体) 意見 45 Inclusion Europe(インクルージョン・コーロッパ:欧州知的障害者家族団体) 原見 46 Inclusion International(インクルージョン・インターナショナル:国際知的障害者家族団体) 意見 47 Inclusion Netherlands(オランダ王国・インクルージョン・ネザランド:オラング知的障害者家族団体) 16 見 48 International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU)(視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見 25	Down Syndrome International (DSI) (国際ダウン症協会:本部イギリス)
意見 27 Education For All(ニュージーランド・全ての人のための教育・個人の有志団体) 意見 28 Electro Hypersensitivity and Inclusive Education Australia KT(個人・電磁波過敏症の保護者)	意見 26	Dr. Kathy Kologon, Senior Lecturer, Inclusive Education(個人・オーストラリア連邦・
意見 28 Electro Hypersensitivity and Inclusive Education Australia KT(個人・電磁波過敏症の保護者) 意見 30 Equals Centre for Promotion of Social Justice-Chennai, India(インド共和国・公平な社会推進平等センター) 意見 31 Ethna Monks(個人・アイルランド共和国:電磁波過敏症に関する事項を記載) 意見 32 European Agency for Special Needs and Inclusive Education(欧州特別支援教育とインクルーシブ教育推進機構) 意見 33 Finland-Comments on Draft and Submission(フィンランド政府) 意見 34 Fundación Saldarriaga Concha(コロンピア共和国・サルダリーガ・コンチャ財団) 意見 35 Fundación-Saldarriaga Concha(フィンラーがある。インターネット検索により意見 34 の綴り字の誤りと判断した。) 意見 36 Gauthier de Beco-Centre for Disability Studies and Centre for Law and Social Justice (CDS & L&SJ)(イギリス・リーズ大学障害学研究センター/法と社会正義研究センター) 意見 37 Gelijke Rechten Voor ledere Persoon met een Handicap (GRIP)(ベルギー王国・障害者の市民権擁護団体) 意見 38 Germany(ドイツ連邦・本文に締約国としてのドイツでという記載はあるが,正式なレターへッド、署名は無い。) 意見 39 Global Campaign for Education (GCE)(国際市民団体:基本的人権としての教育の推進) 意見 40 Government of South Australia(南オーストラリア政府) 意見 41 Grupo Artículo 24 por Educación Inclusiva de Argentina(アルゼンチン共和国・権利条約第24条インクルーシブ教育のための連合体) 意見 42 Human Rights Watch(国際 NGO:ヒューマン・ライツ・ウォッチ) 記見 43 IDIA Disability Access Programme (IDAP)(インド共和国・障害者のアクセスプログラム) 1DIA Disability Access Programme (IDAP)(インド共和国・障害者のアクセスプログラム) 1nclusion Europe(インクルージョン・ヨーロッパ:欧州知的障害者家族団体) 1nclusion International(インクルージョン・ネンターナショナル:国際知的障害者家族団体) 1nclusion Netherlands(オランダ王国・インクルージョン・ネザランド:オランダ知的障害者家族団体) 1nclusion Netherlands(オランダ王国・インクルージョン・ネザランド:オランダ知的障害者家族団体) 1nclusion Netherlands(オランダ王国・インクルージョン・ネザランド:オランダ知的障害者家族団体)		マッコーリー大学)
意見 29 ElectroSensitivity UK (ES UK) (イギリス・英国電磁波過敏症慈善団体) 意見 30 Equals Centre for Promotion of Social Justice-Chennai, India (インド共和国・公平な社会推進平等センター) 意見 31 Ethna Monks (個人・アイルランド共和国:電磁波過敏症に関する事項を記載) 意見 32 European Agency for Special Needs and Inclusive Education (欧州特別支援教育とインクルーシブ教育推進機構) 意見 33 Finland- Comments on Draft and Submission (フィンランド政府) 意見 34 Fundación Saldarriaga Concha (コロンビア共和国・サルダリーガ・コンチャ財団) 意見 35 Fundación-Saldarriaga Concha (リンクエラーがある。インターネット検索により意見 34 の綴り字の誤りと判断した。) 意見 36 Gauthier de Beco-Centre for Disability Studies and Centre for Law and Social Justice (CDS & L&SJ) (イギリス・リーズ大学障害学研究センター/法と社会正義研究センター) 意見 37 Gelijke Rechten Voor ledere Persoon met een Handicap (GRIP) (ベルギー王国・障害者の市民権権護団体) 意見 38 Germany (ドイツ連邦・本文に締約国としてのドイツでという記載はあるが、正式なレターへッド、署名は無い。) 意見 39 Global Campaign for Education (GCE) (国際市民団体:基本的人権としての教育の推進) 意見 40 Government of South Australia (南オーストラリア政府) 意見 41 Grupo Artículo 24 por Educación Inclusiva de Argentina (アルゼンチン共和国・権利条約第24条インクルーシブ教育のための連合体) 第24条インクルーシブ教育のための連合体) 意見 42 Human Rights Watch (国際 NGO: ヒューマン・ライツ・ウォッチ)	意見 27	Education For All (ニュージーランド・全ての人のための教育・個人の有志団体)
意見 29 ElectroSensitivity UK (ES UK) (イギリス・英国電磁波過敏症慈善団体) 意見 30 Equals Centre for Promotion of Social Justice-Chennai, India (インド共和国・公平な社会推進平等センター) 意見 31 Ethna Monks (個人・アイルランド共和国:電磁波過敏症に関する事項を記載) 意見 32 European Agency for Special Needs and Inclusive Education (欧州特別支援教育とインクルーシナ教育推進機構) 意見 33 Finland- Comments on Draft and Submission (フィンランド政府) 意見 34 Fundación Saldarriaga Concha (コロンピア共和国・サルダリーガ・コンチャ財団) 意見 35 Fundación-Saldarriaga Concha (リンクエラーがある。インターネット検索により意見 34 の綴り字の誤りと判断した。) 意見 36 Gauthier de Beco-Centre for Disability Studies and Centre for Law and Social Justice (CDS & L&SJ) (イギリス・リーズ大学障害学研究センター/法と社会正義研究センター) 意見 37 Gelijke Rechten Voor ledere Persoon met een Handicap (GRIP) (ベルギー王国・障害者の市民権擁護団体) 意見 38 Germany (ドイツ連邦・本文に締約国としてのドイツでという記載はあるが、正式なレターヘッド、署名は無い。) 意見 39 Global Campaign for Education (GCE) (国際市民団体:基本的人権としての教育の推進) 意見 40 Government of South Australia (南オーストラリア政府) 意見 41 Grupo Articulo 24 por Educación Inclusiva de Argentina (アルゼンチン共和国・権利条約第24条インクルーシブ教育のための連合体) 意見 42 Human Rights Watch (国際 NGO: ヒューマン・ライツ・ウォッチ) 意見 43 IDIA Disability Access Programme (IDAP) (インド共和国・障害者のアクセスプログラム) 意見 44 INISCHOOL (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド: オラング知的障害者家族団体) Inclusion International (インクルージョン・インターナショナル: 国際知的障害者家族団体) 原生の 1 Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド: オラング知的障害者家族団体) Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド: オラング知的障害者家族団体) International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見 28	Electro Hypersensitivity and Inclusive Education Australia KT(個人・電磁波過敏症の保護
意見 30 Equals Centre for Promotion of Social Justice-Chennai, India (インド共和国・公平な社会推進平等センター) 意見 31 Ethna Monks (個人・アイルランド共和国:電磁波過敏症に関する事項を記載) 意見 32 European Agency for Special Needs and Inclusive Education (欧州特別支援教育とインクルーシブ教育推進機構) 意見 33 Finland- Comments on Draft and Submission (フィンランド政府) 意見 34 Fundación Saldarriaga Concha (コロンビア共和国・サルダリーガ・コンチャ財団) 意見 35 Fundación-Saldarriagga Concha (リンクエラーがある。インターネット検索により意見 34 の綴り字の譲りと判断した。) 意見 36 Gauthier de Beco-Centre for Disability Studies and Centre for Law and Social Justice (CDS & L&SJ) (イギリス・リーズ大学障害学研究センター/法と社会正義研究センター) 意見 37 Gelijke Rechten Voor ledere Persoon met een Handicap (GRIP) (ベルギー王国・障害者の市民権擁護団体) 意見 38 Germany (ドイツ連邦・本文に締約国としてのドイツでという記載はあるが、正式なレターヘッド、署名は無い。) 意見 39 Global Campaign for Education (GCE) (国際市民団体:基本的人権としての教育の推進) 意見 40 Government of South Australia (南オーストラリア政府) 意見 41 Grupo Artículo 24 por Educación Inclusiva de Argentina (アルゼンチン共和国・権利条約第24条インクルーンブ教育のための連合体) 意見 42 Human Rights Watch (国際 NGO: ヒューマン・ライツ・ウォッチ) 意見 43 IDIA Disability Access Programme (IDAP) (インド共和国・障害者のアクセスプログラム) 意見 44 INISCHOOL (オランダ王国・インクルージョン・高ーロッパ: 欧州知的障害者家族団体) 「応見 45 Inclusion Europe (インクルージョン・インターナショナル: 国際知的障害者家族団体) 「応見 47 Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド: オラング知的障害者家族団体) 「応見 48 International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)		者)
進平等センター)意見 31Ethna Monks(個人・アイルランド共和国:電磁波過敏症に関する事項を記載)意見 32European Agency for Special Needs and Inclusive Education(欧州特別支援教育とインクルーシブ教育推進機構)意見 33Finland- Comments on Draft and Submission(フィンランド政府)意見 34Fundación Saldarriaga Concha(コロンビア共和国・サルダリーガ・コンチャ財団)意見 35Fundación-Saldarriaga Concha(リンクエラーがある。インターネット検索により意見 34 の綴り字の誤りと判断した。)意見 36Gauthier de Beco-Centre for Disability Studies and Centre for Law and Social Justice (CDS & L&SJ)(イギリス・リーズ大学障害学研究センター/法と社会正義研究センター)意見 37Gelijke Rechten Voor ledere Persoon met een Handicap (GRIP)(ベルギー王国・障害者の市 民権擁護団体)意見 38Germany(ドイツ連邦・本文に締約国としてのドイツでという記載はあるが、正式なレターへッド、署名は無い。)意見 39Global Campaign for Education (GCE)(国際市民団体:基本的人権としての教育の推進)意見 40Government of South Australia(南オーストラリア政府)意見 41Grupo Artículo 24 por Educación Inclusiva de Argentina(アルゼンチン共和国・権利条約第24条インクルーンブ教育のための連合体)意見 42Human Rights Watch(国際 NGO: ヒューマン・ライツ・ウォッチ)意見 43IDIA Disability Access Programme (IDAP)(インド共和国・障害者のアクセスプログラム)意見 44Inclusion Europe(インクルージョン・ヨーロッパ:欧州知的障害者家族団体)意見 45Inclusion Europe(インクルージョン・コーロッパ:欧州知的障害者家族団体)意見 46Inclusion International(インクルージョン・インターナショナル:国際知的障害者家族団体)意見 47Inclusion Netherlands(オランダ王国・インクルージョン・ネザランド:オランダ知的障害者家族団体)意見 48International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU)(視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見 29	ElectroSensitivity UK (ES UK) (イギリス・英国電磁波過敏症慈善団体)
意見 32European Agency for Special Needs and Inclusive Education(欧州特別支援教育とインクルーシブ教育推進機構)意見 33Finland- Comments on Draft and Submission(フィンランド政府)意見 34Fundación Saldarriaga Concha(コロンビア共和国・サルダリーガ・コンチャ財団)意見 35Fundación-Saldarriagga Concha(リンクエラーがある。インターネット検索により意見 34 の綴り字の誤りと判断した。)意見 36Gauthier de Beco-Centre for Disability Studies and Centre for Law and Social Justice (CDS & L&SJ)(イギリス・リーズ大学障害学研究センター/法と社会正義研究センター)意見 37Gelijke Rechten Voor ledere Persoon met een Handicap (GRIP)(ベルギー王国・障害者の市民権擁護団体)意見 38Germany(ドイツ連邦・本文に締約国としてのドイツでという記載はあるが,正式なレターへッド、署名は無い。)意見 39Global Campaign for Education (GCE)(国際市民団体:基本的人権としての教育の推進)意見 40Government of South Australia(南オーストラリア政府)意見 41Grupo Artículo 24 por Educación Inclusiva de Argentina(アルゼンチン共和国・権利条約第24条インクルーシブ教育のための連合体)意見 42Human Rights Watch(国際 NGO:ヒューマン・ライツ・ウォッチ)意見 43IDIA Disability Access Programme (IDAP)(インド共和国・障害者のアクセスプログラム)意見 44Inclusion Europe(インクルージョン・ヨーロッパ:欧州知的障害者家族団体)意見 45Inclusion International(インクルージョン・インターナショナル:国際知的障害者家族団体)意見 47Inclusion Netherlands(オランダ王国・インクルージョン・ネザランド:オランダ知的障害者家族団体)意見 48International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU)(視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見 30	Equals Centre for Promotion of Social Justice-Chennai, India(インド共和国・公平な社会推進平等センター)
意見 33 Finland- Comments on Draft and Submission(フィンランド政府) 意見 34 Fundación Saldarriaga Concha(コロンビア共和国・サルダリーガ・コンチャ財団) 意見 35 Fundación-Saldarriaga Concha(リンクエラーがある。インターネット検索により意見 34 の綴り字の誤りと判断した。) 意見 36 Gauthier de Beco-Centre for Disability Studies and Centre for Law and Social Justice (CDS & L&SJ)(イギリス・リーズ大学障害学研究センター/法と社会正義研究センター) 意見 37 Gelijke Rechten Voor ledere Persoon met een Handicap (GRIP)(ベルギー王国・障害者の市民権擁護団体) 意見 38 Germany(ドイツ連邦・本文に締約国としてのドイツでという記載はあるが、正式なレターへッド、署名は無い。) 意見 39 Global Campaign for Education (GCE)(国際市民団体:基本的人権としての教育の推進)意見 40 Government of South Australia(南オーストラリア政府) 意見 41 Grupo Artículo 24 por Educación inclusiva de Argentina(アルゼンチン共和国・権利条約第24条インクルーシブ教育のための連合体) 意見 42 Human Rights Watch(国際 NGO:ヒューマン・ライツ・ウォッチ)	意見 31	Ethna Monks(個人・アイルランド共和国:電磁波過敏症に関する事項を記載)
意見 33 Finland- Comments on Draft and Submission(フィンランド政府) 意見 34 Fundación Saldarriaga Concha(コロンピア共和国・サルダリーガ・コンチャ財団) 意見 35 Fundación-Saldarriaga Concha(リンクエラーがある。インターネット検索により意見 34 の綴り字の誤りと判断した。) 意見 36 Gauthier de Beco-Centre for Disability Studies and Centre for Law and Social Justice (CDS & L&SJ)(イギリス・リーズ大学障害学研究センター/法と社会正義研究センター) 意見 37 Gelijke Rechten Voor ledere Persoon met een Handicap (GRIP)(ベルギー王国・障害者の市 民権擁護団体) 意見 38 Germany(ドイツ連邦・本文に締約国としてのドイツでという記載はあるが,正式なレターへッド,署名は無い。) 意見 49 Global Campaign for Education (GCE)(国際市民団体:基本的人権としての教育の推進) 意見 40 Government of South Australia (南オーストラリア政府) 意見 41 Grupo Artículo 24 por Educación Inclusiva de Argentina(アルゼンチン共和国・権利条約第24条インクルーシブ教育のための連合体) 意見 42 Human Rights Watch(国際 NGO:ヒューマン・ライツ・ウォッチ) 意見 43 IDIA Disability Access Programme (IDAP)(インド共和国・障害者のアクセスプログラム) 意見 44 INISCHOOL(オランダ王国・インクルーシブ教育を推進する NGO) 意見 45 Inclusion Europe(インクルージョン・ヨーロッパ:欧州知的障害者家族団体) 意見 46 Inclusion International(インクルージョン・インターナショナル:国際知的障害者家族団体) 意見 47 Inclusion Netherlands(オランダ王国・インクルージョン・ネザランド:オランダ知的障害者家族団体) 意見 48 International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU)(視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見 32	European Agency for Special Needs and Inclusive Education(欧州特別支援教育とインクル
意見 34Fundación Saldarriaga Concha (コロンビア共和国・サルダリーガ・コンチャ財団)意見 35Fundación-Saldarriagga Concha (リンクエラーがある。インターネット検索により意見 34 の綴り字の誤りと判断した。)意見 36Gauthier de Beco-Centre for Disability Studies and Centre for Law and Social Justice (CDS & L&SJ) (イギリス・リーズ大学障害学研究センター/法と社会正義研究センター)意見 37Gelijke Rechten Voor ledere Persoon met een Handicap (GRIP) (ベルギー王国・障害者の市 民権擁護団体)意見 38Germany (ドイツ連邦・本文に締約国としてのドイツでという記載はあるが、正式な レターヘッド、署名は無い。)意見 39Global Campaign for Education (GCE) (国際市民団体:基本的人権としての教育の推進)意見 40Government of South Australia (南オーストラリア政府)意見 41Grupo Artículo 24 por Educación Inclusiva de Argentina (アルゼンチン共和国・権利条約 第 24 条インクルーシブ教育のための連合体)意見 42Human Rights Watch (国際 NGO: ヒューマン・ライツ・ウォッチ)意見 43IDIA Disability Access Programme (IDAP) (インド共和国・障害者のアクセスプログラム)意見 44INISCHOOL (オランダ王国・インクルージョン・ヨーロッパ: 欧州知的障害者家族団体)意見 45Inclusion Europe (インクルージョン・ヨーロッパ: 欧州知的障害者家族団体)意見 46Inclusion International (インクルージョン・インターナショナル: 国際知的障害者家族団体)意見 47Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド: オランダ知的障害者家族団体)意見 48International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)		ーシブ教育推進機構)
意見 35Fundación-Saldarriagga Concha (リンクエラーがある。インターネット検索により意見 34 の綴り字の誤りと判断した。)意見 36Gauthier de Beco-Centre for Disability Studies and Centre for Law and Social Justice (CDS & L&SJ) (イギリス・リーズ大学障害学研究センター/法と社会正義研究センター)意見 37Gelijke Rechten Voor ledere Persoon met een Handicap (GRIP) (ベルギー王国・障害者の市民権擁護団体)意見 38Germany (ドイツ連邦・本文に締約国としてのドイツでという記載はあるが、正式なレターヘッド、署名は無い。)意見 39Global Campaign for Education (GCE) (国際市民団体:基本的人権としての教育の推進)意見 40Government of South Australia (南オーストラリア政府)意見 41Grupo Artículo 24 por Educación Inclusiva de Argentina (アルゼンチン共和国・権利条約第24条インクルーシブ教育のための連合体)意見 42Human Rights Watch (国際 NGO: ヒューマン・ライツ・ウォッチ)意見 43IDIA Disability Access Programme (IDAP) (インド共和国・障害者のアクセスプログラム)意見 44IN1SCHOOL (オランダ王国・インクルーシブ教育を推進する NGO)意見 45Inclusion Europe (インクルージョン・ヨーロッパ: 欧州知的障害者家族団体)意見 46Inclusion International (インクルージョン・インターナショナル: 国際知的障害者家族団体)意見 47Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド: オランダ知的障害者家族団体)意見 48International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見33	Finland- Comments on Draft and Submission(フィンランド政府)
意見 36 Gauthier de Beco-Centre for Disability Studies and Centre for Law and Social Justice (CDS & L&SJ) (イギリス・リーズ大学障害学研究センター/法と社会正義研究センター) 意見 37 Gelijke Rechten Voor ledere Persoon met een Handicap (GRIP) (ベルギー王国・障害者の市民権擁護団体) 意見 38 Germany (ドイツ連邦・本文に締約国としてのドイツでという記載はあるが,正式なレターヘッド,署名は無い。) 意見 39 Global Campaign for Education (GCE) (国際市民団体:基本的人権としての教育の推進)意見 40 Government of South Australia (南オーストラリア政府) 意見 41 Grupo Artículo 24 por Educación Inclusio de Argentina (アルゼンチン共和国・権利条約第 24 条インクルーシブ教育のための連合体) 意見 42 Human Rights Watch (国際 NGO:ヒューマン・ライツ・ウォッチ) 意見 43 IDIA Disability Access Programme (IDAP) (インド共和国・障害者のアクセスプログラム) 意見 44 INISCHOOL (オランダ王国・インクルーシブ教育を推進する NGO) 意見 45 Inclusion Europe (インクルージョン・ヨーロッパ:欧州知的障害者家族団体) 意見 46 Inclusion International (インクルージョン・インターナショナル:国際知的障害者家族団体) 意見 47 Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド:オランダ知的障害者家族団体)	意見 34	Fundación Saldarriaga Concha(コロンビア共和国・サルダリーガ・コンチャ財団)
意見 36Gauthier de Beco-Centre for Disability Studies and Centre for Law and Social Justice (CDS & L&SJ) (イギリス・リーズ大学障害学研究センター/法と社会正義研究センター)意見 37Gelijke Rechten Voor ledere Persoon met een Handicap (GRIP) (ベルギー王国・障害者の市民権擁護団体)意見 38Germany (ドイツ連邦・本文に締約国としてのドイツでという記載はあるが,正式なレターヘッド,署名は無い。)意見 39Global Campaign for Education (GCE) (国際市民団体:基本的人権としての教育の推進)意見 40意見 40Government of South Australia (南オーストラリア政府)意見 41Grupo Artículo 24 por Educación Inclusiva de Argentina (アルゼンチン共和国・権利条約第24条インクルーシブ教育のための連合体)意見 42Human Rights Watch (国際 NGO: ヒューマン・ライツ・ウォッチ)意見 43IDIA Disability Access Programme (IDAP) (インド共和国・障害者のアクセスプログラム)意見 44INISCHOOL (オランダ王国・インクルーシブ教育を推進する NGO)意見 45Inclusion Europe (インクルージョン・ヨーロッパ:欧州知的障害者家族団体)意見 46Inclusion International (インクルージョン・インターナショナル: 国際知的障害者家族団体)意見 47Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド:オランダ知的障害者家族団体)意見 48International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見 35	Fundación-Saldarriagga Concha(リンクエラーがある。インターネット検索により意見
L&SJ		34の綴り字の誤りと判断した。)
意見 37Gelijke Rechten Voor ledere Persoon met een Handicap (GRIP) (ベルギー王国・障害者の市民権擁護団体)意見 38Germany (ドイツ連邦・本文に締約国としてのドイツでという記載はあるが、正式なレターヘッド、署名は無い。)意見 39Global Campaign for Education (GCE) (国際市民団体:基本的人権としての教育の推進)意見 40Government of South Australia (南オーストラリア政府)意見 41Grupo Artículo 24 por Educación Inclusiva de Argentina (アルゼンチン共和国・権利条約第24条インクルーシブ教育のための連合体)意見 42Human Rights Watch (国際 NGO: ヒューマン・ライツ・ウォッチ)意見 43IDIA Disability Access Programme (IDAP) (インド共和国・障害者のアクセスプログラム)意見 44INISCHOOL (オランダ王国・インクルーシブ教育を推進する NGO)意見 45Inclusion Europe (インクルージョン・ヨーロッパ: 欧州知的障害者家族団体)意見 46Inclusion International (インクルージョン・インターナショナル: 国際知的障害者家族団体)意見 47Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド: オランダ知的障害者家族団体)意見 48International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見 36	Gauthier de Beco-Centre for Disability Studies and Centre for Law and Social Justice (CDS &
民権擁護団体)意見 38Germany (ドイツ連邦・本文に締約国としてのドイツでという記載はあるが、正式なレターヘッド、署名は無い。)意見 39Global Campaign for Education (GCE) (国際市民団体:基本的人権としての教育の推進)意見 40Government of South Australia (南オーストラリア政府)意見 41Grupo Artículo 24 por Educación Inclusiva de Argentina (アルゼンチン共和国・権利条約第24条インクルーシブ教育のための連合体)意見 42Human Rights Watch (国際 NGO: ヒューマン・ライツ・ウォッチ)意見 43IDIA Disability Access Programme (IDAP) (インド共和国・障害者のアクセスプログラム)意見 44INISCHOOL (オランダ王国・インクルーシブ教育を推進する NGO)意見 45Inclusion Europe (インクルージョン・ヨーロッパ:欧州知的障害者家族団体)意見 46Inclusion International (インクルージョン・インターナショナル: 国際知的障害者家族団体)意見 47Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド: オランダ知的障害者家族団体)意見 48International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)		L&SJ) (イギリス・リーズ大学障害学研究センター/法と社会正義研究センター)
意見 38 Germany (ドイツ連邦・本文に締約国としてのドイツでという記載はあるが、正式なレターヘッド、署名は無い。) 意見 39 Global Campaign for Education (GCE) (国際市民団体:基本的人権としての教育の推進) 意見 40 Government of South Australia (南オーストラリア政府) 意見 41 Grupo Artículo 24 por Educación Inclusiva de Argentina (アルゼンチン共和国・権利条約第24条インクルーシブ教育のための連合体) 意見 42 Human Rights Watch (国際 NGO:ヒューマン・ライツ・ウォッチ) 意見 43 IDIA Disability Access Programme (IDAP) (インド共和国・障害者のアクセスプログラム) 意見 44 IN1SCHOOL (オランダ王国・インクルーシブ教育を推進する NGO) 意見 45 Inclusion Europe (インクルージョン・ヨーロッパ:欧州知的障害者家族団体) 意見 46 Inclusion International (インクルージョン・インターナショナル:国際知的障害者家族団体) 意見 47 Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド:オランダ知的障害者家族団体) 意見 48 International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見 37	Gelijke Rechten Voor ledere Persoon met een Handicap (GRIP)(ベルギー王国・障害者の市
 レターヘッド、署名は無い。) 意見 39 Global Campaign for Education (GCE) (国際市民団体:基本的人権としての教育の推進) 意見 40 Government of South Australia (南オーストラリア政府) 意見 41 Grupo Artículo 24 por Educación Inclusiva de Argentina (アルゼンチン共和国・権利条約第 24 条インクルーシブ教育のための連合体) 意見 42 Human Rights Watch (国際 NGO: ヒューマン・ライツ・ウォッチ) 意見 43 IDIA Disability Access Programme (IDAP) (インド共和国・障害者のアクセスプログラム) 意見 44 INISCHOOL (オランダ王国・インクルーシブ教育を推進する NGO) 意見 45 Inclusion Europe (インクルージョン・ヨーロッパ: 欧州知的障害者家族団体) 意見 46 Inclusion International (インクルージョン・インターナショナル: 国際知的障害者家族団体) 意見 47 Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド: オランダ知的障害者家族団体) 意見 48 International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合) 		民権擁護団体)
意見 39Global Campaign for Education (GCE) (国際市民団体:基本的人権としての教育の推進)意見 40Government of South Australia (南オーストラリア政府)意見 41Grupo Artículo 24 por Educación Inclusiva de Argentina (アルゼンチン共和国・権利条約 第 24 条インクルーシブ教育のための連合体)意見 42Human Rights Watch (国際 NGO: ヒューマン・ライツ・ウォッチ)意見 43IDIA Disability Access Programme (IDAP) (インド共和国・障害者のアクセスプログラム)意見 44IN1SCHOOL (オランダ王国・インクルーシブ教育を推進する NGO)意見 45Inclusion Europe (インクルージョン・ヨーロッパ: 欧州知的障害者家族団体)意見 46Inclusion International (インクルージョン・インターナショナル: 国際知的障害者家族団体)意見 47Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド: オランダ知的障害者家族団体)意見 48International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見38	Germany(ドイツ連邦・本文に締約国としてのドイツでという記載はあるが,正式な
意見 40Government of South Australia(南オーストラリア政府)意見 41Grupo Artículo 24 por Educación Inclusiva de Argentina(アルゼンチン共和国・権利条約第 24 条インクルーシブ教育のための連合体)意見 42Human Rights Watch(国際 NGO: ヒューマン・ライツ・ウォッチ)意見 43IDIA Disability Access Programme (IDAP)(インド共和国・障害者のアクセスプログラム)意見 44IN1SCHOOL(オランダ王国・インクルーシブ教育を推進する NGO)意見 45Inclusion Europe(インクルージョン・ヨーロッパ:欧州知的障害者家族団体)意見 46Inclusion International(インクルージョン・インターナショナル: 国際知的障害者家族団体)意見 47Inclusion Netherlands(オランダ王国・インクルージョン・ネザランド:オランダ知的障害者家族団体)意見 48International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU)(視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)		レターヘッド,署名は無い。)
意見 41Grupo Artículo 24 por Educación Inclusiva de Argentina (アルゼンチン共和国・権利条約 第 24 条インクルーシブ教育のための連合体)意見 42Human Rights Watch (国際 NGO: ヒューマン・ライツ・ウォッチ)意見 43IDIA Disability Access Programme (IDAP) (インド共和国・障害者のアクセスプログラム)意見 44IN1SCHOOL (オランダ王国・インクルーシブ教育を推進する NGO)意見 45Inclusion Europe (インクルージョン・ヨーロッパ: 欧州知的障害者家族団体)意見 46Inclusion International (インクルージョン・インターナショナル: 国際知的障害者家族団体)意見 47Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド: オランダ知的障害者家族団体)意見 48International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見 39	Global Campaign for Education (GCE)(国際市民団体:基本的人権としての教育の推進)
第 24 条インクルーシブ教育のための連合体) 意見 42 Human Rights Watch(国際 NGO: ヒューマン・ライツ・ウォッチ) 意見 43 IDIA Disability Access Programme (IDAP)(インド共和国・障害者のアクセスプログラム) 意見 44 INISCHOOL(オランダ王国・インクルーシブ教育を推進する NGO) 意見 45 Inclusion Europe(インクルージョン・ヨーロッパ:欧州知的障害者家族団体) 意見 46 Inclusion International(インクルージョン・インターナショナル:国際知的障害者家族団体) 意見 47 Inclusion Netherlands(オランダ王国・インクルージョン・ネザランド:オランダ知的障害者家族団体) 意見 48 International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU)(視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見 40	
意見 42Human Rights Watch (国際 NGO: ヒューマン・ライツ・ウォッチ)意見 43IDIA Disability Access Programme (IDAP) (インド共和国・障害者のアクセスプログラム)意見 44IN1SCHOOL (オランダ王国・インクルーシブ教育を推進する NGO)意見 45Inclusion Europe (インクルージョン・ヨーロッパ: 欧州知的障害者家族団体)意見 46Inclusion International (インクルージョン・インターナショナル: 国際知的障害者家族団体)意見 47Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド: オランダ知的障害者家族団体)意見 48International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見 41	Grupo Artículo 24 por Educación Inclusiva de Argentina(アルゼンチン共和国・権利条約
意見 43IDIA Disability Access Programme (IDAP) (インド共和国・障害者のアクセスプログラム)意見 44IN1SCHOOL (オランダ王国・インクルーシブ教育を推進する NGO)意見 45Inclusion Europe (インクルージョン・ヨーロッパ:欧州知的障害者家族団体)意見 46Inclusion International (インクルージョン・インターナショナル:国際知的障害者家族団体)意見 47Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド:オランダ知的障害者家族団体)意見 48International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)		第24条インクルーシブ教育のための連合体)
ム)意見 44IN1SCHOOL (オランダ王国・インクルーシブ教育を推進する NGO)意見 45Inclusion Europe (インクルージョン・ヨーロッパ: 欧州知的障害者家族団体)意見 46Inclusion International (インクルージョン・インターナショナル: 国際知的障害者家族団体)意見 47Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド: オランダ知的障害者家族団体)意見 48International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見 42	
意見 45Inclusion Europe (インクルージョン・ヨーロッパ: 欧州知的障害者家族団体)意見 46Inclusion International (インクルージョン・インターナショナル: 国際知的障害者家族団体)意見 47Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド: オランダ知的障害者家族団体)意見 48International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見 43	
意見 46Inclusion International (インクルージョン・インターナショナル: 国際知的障害者家族団体)意見 47Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド: オランダ知的障害者家族団体)意見 48International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見 44	IN1SCHOOL(オランダ王国・インクルーシブ教育を推進する NGO)
団体) 意見 47 Inclusion Netherlands(オランダ王国・インクルージョン・ネザランド: オランダ知的障害者家族団体) 意見 48 International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU)(視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見 45	Inclusion Europe(インクルージョン・ヨーロッパ:欧州知的障害者家族団体)
障害者家族団体) 意見 48 International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見 46	Inclusion International (インクルージョン・インターナショナル: 国際知的障害者家族団体)
(ICEVI-WBU)(視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)	意見 47	Inclusion Netherlands (オランダ王国・インクルージョン・ネザランド:オランダ知的障害者家族団体)
意見 49 International Disability and Development Consortium (IDDC) (国際障害と開発共同体:本	意見 48	International Council for Education of People with Visual Impairment and World Blind Union (ICEVI-WBU) (視覚障害のある人の教育国際評議会及び世界盲人連合)
	意見 49	International Disability and Development Consortium (IDDC)(国際障害と開発共同体:本
部ベルギー) and Global Campaign for Education (GCE) (世界教育キャンペーン:本部		部ベルギー) and Global Campaign for Education (GCE) (世界教育キャンペーン:本部
南アフリカ)		南アフリカ)

意見 52 Kathryn Underwood, Ryerson University and Gillian Parekh, Ontario Institute for Studies in Education (個人): アクセシブルなワードファイル等の利用を推進する事業者・所在地はカナダ) 意見 54 Karpa National Commission on Human Rights (KNCHR) (ケニヤ共和国・人権委員会)	意見 50	International Network for Education in Emergencies (INEE)(国際団体・緊急時や危機における教育国際ネットワーク)
Education(個人) 意見 53	意見 51	Japan National Assembly of Disabled Peoples' International (DPI Japan) (日本国・DPI 日本会議)
意見 53	意見 52	Kathryn Underwood, Ryerson University and Gillian Parekh, Ontario Institute for Studies in
意見 54 Kenya National Commission on Human Rights (KNCHR) (ケニヤ共和国・人権委員会) 意見 55 LUMOS (J.K.ローリングスが設立した財団: 2050 年まで子供の施設入所ゼロを目標) 意見 56 Mesa Discapacidad Peru (ベルー共和国・障害者支援団体) 意見 57 Mosaic International (国際団体・キリスト教慈・普団体) 意見 57 Mosaic International (国際団体・キリスト教慈・普団体) 意見 58 National Council of Persons with Disabilities-Hungary (ハンガリー共和国・障害者評議会) 意見 59 National Federation of Disabled Persons' Association-Hungary (MEOSZ) (ハンガリー共和国・障害者協会連合会) 常見 60 Philippines Stakeholders (フィリビン共和国) ASEAN 諸国のステークホルダーとしてフィリビンの教育省、民間団体の連名の意見書) 意見 61 Plan International (国際団体・子供の権利としての発達を支援する団体) 意見 62 Plena Inclusión (スペイン王国・インクルージョン権・運団体) 意見 63 Public Defender's Office of Georgia (ジョージア共和国・権利擁護事務所) 意見 64 RED ALTER NATIVA (コロンビア共和国・ICT 活用による多様性のある教育を推進する団体) 常見 65 Red Regional por la Educación Inclusiva Latinoamérica-Español - Regional Network on Inclusive Education-Latin America-English (ラテンアメリカ諸国・インクルーシブ教育を推進するネットワーク組織) 意見 66 Rural Rehab South Africa (RuReSA) (南アフリカ共和国・地域リハビリテーション従事者団体) 意見 67 RYTMUS (チェコ共和国・障害者の地域社会参加支援団体) 意見 68 SECTION27 (南アフリカ共和国・人権擁護団体) 意見 68 SECTION27 (南アフリカ共和国・大権練護団体) 意見 70 South Africa Disability Alliance (SADA) (南アフリカ共和国・障害者連合) 意見 71 Spain (スペイン王国・署名等は無し) 意見 72 SUMERO (ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国) 意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE) (イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 74 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD) (欧州 障害者サービス提供者協会) 意見 75 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR) (ギリシャ共和国・国家人権委員会)		Education(個人)
意見 55 LUMOS (J.K.ローリングスが設立した財団: 2050 年まで子供の施設入所ゼロを目標) 意見 56 Mesa Discapacidad Peru (ペルー共和国・障害者支援団体) 意見 57 Mosaic International (国際団体・キリスト教終善団体) 意見 58 National Council of Persons with Disabilities-Hungary (ハンガリー共和国・障害者評議会) 意見 59 National Federation of Disabled Persons' Association-Hungary (MEOSZ) (ハンガリー共和 国・障害者協会連合会) 意見 60 Philippines Stakeholders (フィリピン共和国) ASEAN 諸国のステークホルダーとしてフィリピンの教育省、民間団体の連名の意見書) 意見 61 Plan International (国際団体・子供の権利としての発達を支援する団体) 意見 62 Plena Inclusion (スペイン王国・インクルージョン推進団体) 意見 63 Public Defender's Office of Georgia (ジョージア共和国・協和練護事務所) 意見 64 RED ALTER NATIVA (コロンピア共和国・ICT 活用による多様性のある教育を推進する団体) 意見 65 Red Regional por la Educación Inclusiva Latinoamérica-Español - Regional Network on Inclusive Education-Latin America-English (ラテンアメリカ諸国・インクルーシブ教育を推進するネットワーク組織) 意見 66 Rural Rehab South Africa (RuReSA) (南アフリカ共和国・地域リハビリテーション従事者団体) 意見 67 RYTMUS (チェコ共和国・障害者の地域社会参加支援団体) 意見 68 SECTION27 (南アフリカ共和国・人権擁護団体) 意見 69 Sense International (SI) (盲ろう者への国際支援団体) 意見 70 South Africa Disability Alliance (SADA) (南アフリカ共和国・障害者連合) 意見 71 Spain (スペイン王国・署名等は無し) 意見 72 SUMERO (ボスニア・ヘルツェゴピナ共和国) 意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE) (イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 75 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD) (欧州 障害者サービス提供者協会) 意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR) (ギリシャ共和国・国家人権委員会)	意見 53	Karlen Communications (個人:アクセシブルなワードファイル等の利用を推進する事業者・所在地はカナダ)
意見 56 Mesa Discapacidad Peru (ベルー共和国・障害者支援団体) 意見 57 Mosaic International (国際団体・キリスト教慈善団体) 意見 58 National Council of Persons with Disabilities-Hungary (ハンガリー共和国・障害者評議会) 意見 59 National Federation of Disabled Persons' Association-Hungary (MEOSZ) (ハンガリー共和国・障害者協会連合会) 意見 60 Philippines Stakeholders (フィリピン共和国) ASEAN 諸国のステークホルダーとしてフィリピンの教育者, 民間団体の連名の意見書) 意見 61 Plan International (国際団体・子供の権利としての発達を支援する団体) 意見 62 Plena Inclusión (スペイン王国・インクルージョン推進団体) 意見 63 Public Defender's Office of Georgia (ジョージア共和国・権利擁護事務所) 意見 64 RED ALTER NATIVA (コロンピア共和国・ICT 活用による多様性のある教育を推進する団体) 意見 65 Red Regional por la Educación Inclusiva Latinoamérica-Español - Regional Network on Inclusive Education-Latin America-English (ラテンアメリカ諸国・インクルーシブ教育を推進するネットワーク組織) 意見 66 Rural Rehab South Africa (RuReSA) (南アフリカ共和国・地域リハビリテーション従事者団体) 意見 67 RYTMUS (チェコ共和国・障害者の地域社会参加支援団体) 意見 68 SECTION27 (南アフリカ共和国・人権擁護団体) 意見 69 Sense International (SI) (盲ろう者への国際支援団体) 意見 70 South Africa Disability Alliance (SADA) (南アフリカ共和国・障害者連合) 意見 71 Spain (スペイン王国・署名等は無し) 意見 72 SUMERO (ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国) 意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE) (イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 75 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD) (欧州 障害者サービス提供者協会) 意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR) (ギリシャ共和国・国家人権委員会)	意見 54	Kenya National Commission on Human Rights (KNCHR) (ケニヤ共和国・人権委員会)
意見 57 Mosaic International(国際団体・キリスト教慈善団体) 意見 58 National Council of Persons with Disabilities-Hungary(ハンガリー共和国・障害者評議会) 意見 59 National Federation of Disabled Persons' Association-Hungary (MEOSZ)(ハンガリー共和国・障害者協会連合会) 意見 60 Philippines Stakcholders (フィリピン共和国) ASEAN 諸国のステークホルダーとしてフィリピンの教育省、民間団体の連名の意見書) Plan International(国際団体・子供の権利としての発達を支援する団体) 意見 61 Plena Inclusión(スペイン王国・インクルージョン推進団体) 意見 63 Public Defender's Office of Georgia(ジョージア共和国・権利擁護事務所) 意見 64 RED ALTER NATIVA(コロンピア共和国・ICT 活用による多様性のある教育を推進する団体) 意見 65 Red Regional por la Educación Inclusiva Latinoamérica-Español - Regional Network on Inclusive Education-Latin America-English(ラテンアメリカ諸国・インクルーシブ教育を推進するネットワーク組織) 意見 66 RYTMUS(チェコ共和国・障害者の地域社会参加支援団体) 意見 67 RYTMUS(チェコ共和国・障害者の地域社会参加支援団体) 意見 68 SECTION27(南アフリカ共和国・人権擁護団体) 意見 69 Sense International (SI)(盲ろう者への国際支援団体) 意見 70 South Africa Disability Alliance (SADA)(南アフリカ共和国・障害者連合) 意見 71 Spain(スペイン王国・署名等は無し) 意見 72 SUMERO(ボスニア・ヘルツェゴピナ共和国) 意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE)(イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 74 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD)(欧州 障害者サービス提供者協会) 意見 75 The European Network on Independent Living (ENIL)(欧州自立生活支援ネットワーク) 意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR)(ギリシャ共和国・国家人権委員会)	意見 55	LUMOS (J.K.ローリングスが設立した財団: 2050 年まで子供の施設入所ゼロを目標)
意見 58 National Council of Persons with Disabilities-Hungary(ハンガリー共和国・障害者評議会) 意見 59 National Federation of Disabled Persons' Association-Hungary (MEOSZ)(ハンガリー共和国・障害者協会連合会) Philippines Stakeholders(フィリピン共和国)ASEAN 諸国のステークホルダーとしてフィリピンの教育省、民間団体の連名の意見書) 意見 61 Plan International(国際団体・子供の権利としての発達を支援する団体) 意見 62 Plena Inclusión(スペイン王国・インクルージョン推進団体) 意見 63 Public Defender's Office of Georgia(ジョージア共和国・権利擁護事務所) 意見 64 RED ALTER NATIVA(コロンピア共和国・ICT 活用による多様性のある教育を推進する団体) 意見 65 Red Regional por la Educación Inclusiva Latinoamérica-Español - Regional Network on Inclusive Education-Latin America-English(ラテンアメリカ諸国・インクルーシブ教育を推進するネットワーク組織) 意見 66 Rural Rehab South Africa (RuReSA)(南アフリカ共和国・地域リハビリテーション従事者団体) 意見 67 RYTMUS(チェコ共和国・障害者の地域社会参加支援団体) 意見 68 SECTION27(南アフリカ共和国・人権擁護団体) 意見 70 South Africa Disability Alliance (SADA)(南アフリカ共和国・障害者連合) 意見 71 Spain(スペイン王国・署名等は無し) 意見 72 SUMERO(ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国) 意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE)(イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 74 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD)(欧州障害者サービス提供者協会)	意見 56	Mesa Discapacidad Peru(ペルー共和国・障害者支援団体)
意見 59 National Federation of Disabled Persons' Association-Hungary (MEOSZ) (ハンガリー共和国・障害者協会連合会) 意見 60 Philippines Stakeholders (フィリピン共和国) ASEAN 諸国のステークホルダーとしてフィリピンの教育省、民間団体の連名の意見書) 意見 61 Plan International (国際団体・子供の権利としての発達を支援する団体) 意見 62 Plena Inclusión (スペイン王国・インクルージョン推進団体) 意見 63 Public Defender's Office of Georgia (ジョージア共和国・権利擁護事務所) 意見 64 RED ALTER NATIVA (コロンピア共和国・ICT 活用による多様性のある教育を推進する団体) 意見 65 Red Regional por la Educación Inclusiva Latinoamérica-Español - Regional Network on Inclusive Education-Latin America-English (ラテンアメリカ諸国・インクルーシブ教育を推進するネットワーク組織) 意見 66 Rural Rehab South Africa (RuReSA) (南アフリカ共和国・地域リハビリテーション従事者団体) 意見 67 RYTMUS (チェコ共和国・障害者の地域社会参加支援団体) 意見 68 SECTION27 (南アフリカ共和国・人権擁護団体) 意見 69 Sense International (SI) (盲ろう者への国際支援団体) 意見 70 South Africa Disability Alliance (SADA) (南アフリカ共和国・障害者連合) 意見 71 Spain (スペイン王国・署名等は無し) 意見 72 SUMERO (ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国) 意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE) (イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 74 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD) (欧州障害者サービス提供者協会) 意見 75 The European Network on Independent Living (ENIL) (欧州自立生活支援ネットワーク) 意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR) (ギリシャ共和国・国家人権委員会)	意見 57	Mosaic International(国際団体・キリスト教慈善団体)
題・障害者協会連合会) 意見 60 Philippines Stakeholders(フィリピン共和国)ASEAN 諸国のステークホルダーとしてフィリピンの教育省、民間団体の連名の意見書) 意見 61 Plan International(国際団体・子供の権利としての発達を支援する団体) 意見 62 Plena Inclusión(スペイン王国・インクルージョン推進団体) 意見 63 Public Defender's Office of Georgia(ジョージア共和国・権利擁護事務所) 意見 64 RED ALTER NATIVA(コロンビア共和国・ICT 活用による多様性のある教育を推進する団体) 意見 65 Red Regional por la Educación Inclusiva Latinoamérica-Español - Regional Network on Inclusive Education-Latin America-English(ラテンアメリカ諸国・インクルーシブ教育を推進するネットワーク組織) 意見 66 Rural Rehab South Africa (RuReSA)(南アフリカ共和国・地域リハビリテーション従事者団体) 意見 67 RYTMUS(チェコ共和国・障害者の地域社会参加支援団体) 意見 68 SECTION27(南アフリカ共和国・人権擁護団体) 意見 69 Sense International(SI)(盲ろう者への国際支援団体) 意見 70 South Africa Disability Alliance (SADA)(南アフリカ共和国・障害者連合) 意見 71 Spain(スペイン王国・署名等は無し) 意見 72 SUMERO(ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国) 意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE)(イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 74 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD)(欧州障害者サービス提供者協会) 意見 75 The European Network on Independent Living (ENIL)(欧州自立生活支援ネットワーク) 意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR)(ギリシャ共和国・国家人権委員会)	意見 58	National Council of Persons with Disabilities-Hungary(ハンガリー共和国・障害者評議会)
意見 61 Plan International(国際団体・子供の権利としての発達を支援する団体) 意見 62 Plena Inclusión(スペイン王国・インクルージョン推進団体) 意見 63 Public Defender's Office of Georgia(ジョージア共和国・権利擁護事務所) 意見 64 RED ALTER NATIVA(コロンビア共和国・ICT 活用による多様性のある教育を推進する団体) 意見 65 Red Regional por la Educación Inclusiva Latinoamérica-Español - Regional Network on Inclusive Education-Latin America-English(ラテンアメリカ諸国・インクルーシブ教育を推進するネットワーク組織) 意見 66 Rural Rehab South Africa (RuReSA)(南アフリカ共和国・地域リハビリテーション従事者団体) 意見 67 RYTMUS(チェコ共和国・障害者の地域社会参加支援団体) 意見 68 SECTION27(南アフリカ共和国・人権擁護団体) 意見 69 Sense International (SI)(盲ろう者への国際支援団体) 意見 70 South Africa Disability Alliance (SADA)(南アフリカ共和国・障害者連合) 意見 71 Spain(スペイン王国・署名等は無し) 意見 72 SUMERO(ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国) 意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE)(イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 74 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD)(欧州障害者サービス提供者協会) 意見 75 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR)(ギリシャ共和国・国家人権委員会)	意見 59	
意見 62 Plena Inclusión(スペイン王国・インクルージョン推進団体) 意見 63 Public Defender's Office of Georgia(ジョージア共和国・権利擁護事務所) 意見 64 RED ALTER NATIVA(コロンビア共和国・ICT 活用による多様性のある教育を推進する団体) 意見 65 Red Regional por la Educación Inclusiva Latinoamérica-Español - Regional Network on Inclusive Education-Latin America-English(ラテンアメリカ諸国・インクルーシブ教育を推進するネットワーク組織) 意見 66 Rural Rehab South Africa (RuReSA)(南アフリカ共和国・地域リハビリテーション従事者団体) 意見 67 RYTMUS(チェコ共和国・障害者の地域社会参加支援団体) 意見 68 SECTION27(南アフリカ共和国・人権擁護団体) 意見 69 Sense International (SI)(盲ろう者への国際支援団体) 意見 70 South Africa Disability Alliance (SADA)(南アフリカ共和国・障害者連合) 意見 71 Spain(スペイン王国・署名等は無し) 意見 72 SUMERO(ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国) 意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE)(イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 74 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD)(欧州障害者サービス提供者協会) 意見 75 The European Network on Independent Living (ENIL)(欧州自立生活支援ネットワーク) 意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR)(ギリシャ共和国・国家人権委員会)	意見 60	Philippines Stakeholders(フィリピン共和国)ASEAN 諸国のステークホルダーとしてフィリピンの教育省,民間団体の連名の意見書)
意見 63 Public Defender's Office of Georgia (ジョージア共和国・権利擁護事務所) 意見 64 RED ALTER NATIVA(コロンビア共和国・ICT 活用による多様性のある教育を推進する団体) 意見 65 Red Regional por la Educación Inclusiva Latinoamérica-Español - Regional Network on Inclusive Education-Latin America-English(ラテンアメリカ諸国・インクルーシブ教育を推進するネットワーク組織) 意見 66 Rural Rehab South Africa (RuReSA)(南アフリカ共和国・地域リハビリテーション従事者団体) 意見 67 RYTMUS(チェコ共和国・障害者の地域社会参加支援団体) 意見 68 SECTION27(南アフリカ共和国・人権擁護団体) 意見 69 Sense International (SI)(盲ろう者への国際支援団体) 意見 70 South Africa Disability Alliance (SADA)(南アフリカ共和国・障害者連合) 意見 71 Spain(スペイン王国・署名等は無し) 意見 72 SUMERO(ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国) 意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE)(イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 74 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD)(欧州障害者サービス提供者協会) 意見 75 The European Network on Independent Living (ENIL)(欧州自立生活支援ネットワーク) 意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR)(ギリシャ共和国・国家人権委員会)	意見 61	Plan International (国際団体・子供の権利としての発達を支援する団体)
意見 64 RED ALTER NATIVA(コロンビア共和国・ICT 活用による多様性のある教育を推進する団体) 意見 65 Red Regional por la Educación Inclusiva Latinoamérica-Español - Regional Network on Inclusive Education-Latin America-English(ラテンアメリカ諸国・インクルーシブ教育を推進するネットワーク組織) 意見 66 Rural Rehab South Africa (RuReSA)(南アフリカ共和国・地域リハビリテーション従事者団体) 意見 67 RYTMUS(チェコ共和国・障害者の地域社会参加支援団体) 意見 68 SECTION27(南アフリカ共和国・人権擁護団体) 意見 69 Sense International (SI)(盲ろう者への国際支援団体) 意見 70 South Africa Disability Alliance (SADA)(南アフリカ共和国・障害者連合) 意見 71 Spain(スペイン王国・署名等は無し) 意見 72 SUMERO(ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国) 意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE)(イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 74 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD)(欧州障害者サービス提供者協会) 意見 75 The European Network on Independent Living (ENIL)(欧州自立生活支援ネットワーク) 意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR)(ギリシャ共和国・国家人権委員会) 意見 77 The Norwegian Association for Persons with Developmental(意見 78 が正しい名称)	意見 62	Plena Inclusión (スペイン王国・インクルージョン推進団体)
意見 65 Red Regional por la Educación Inclusiva Latinoamérica-Español - Regional Network on Inclusive Education-Latin America-English(ラテンアメリカ諸国・インクルーシブ教育を推進するネットワーク組織) 意見 66 Rural Rehab South Africa (RuReSA)(南アフリカ共和国・地域リハビリテーション従事者団体) 意見 67 RYTMUS(チェコ共和国・障害者の地域社会参加支援団体) 意見 68 SECTION27(南アフリカ共和国・人権擁護団体) 意見 69 Sense International (SI)(盲ろう者への国際支援団体) 意見 70 South Africa Disability Alliance (SADA)(南アフリカ共和国・障害者連合) 意見 71 Spain(スペイン王国・署名等は無し) 意見 72 SUMERO(ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国) 意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE)(イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 74 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD)(欧州障害者サービス提供者協会) 意見 75 The European Network on Independent Living (ENIL)(欧州自立生活支援ネットワーク) 意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR)(ギリシャ共和国・国家人権委員会)	意見 63	Public Defender's Office of Georgia(ジョージア共和国・権利擁護事務所)
Inclusive Education-Latin America-English(ラテンアメリカ諸国・インクルーシブ教育を推進するネットワーク組織) 意見 66 Rural Rehab South Africa (RuReSA)(南アフリカ共和国・地域リハビリテーション従事者団体) 意見 67 RYTMUS(チェコ共和国・障害者の地域社会参加支援団体) 意見 68 SECTION27(南アフリカ共和国・人権擁護団体) 意見 69 Sense International (SI)(盲ろう者への国際支援団体) 意見 70 South Africa Disability Alliance (SADA)(南アフリカ共和国・障害者連合) 意見 71 Spain(スペイン王国・署名等は無し) 意見 72 SUMERO(ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国) 意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE)(イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 74 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD)(欧州障害者サービス提供者協会) 意見 75 The European Network on Independent Living (ENIL)(欧州自立生活支援ネットワーク) 意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR)(ギリシャ共和国・国家人権委員会) 意見 77 The Norwegian Association for Persons with Developmental(意見 78 が正しい名称)	意見 64	
意見 67 RYTMUS(チェコ共和国・障害者の地域社会参加支援団体) 意見 68 SECTION27(南アフリカ共和国・人権擁護団体) 意見 69 Sense International (SI)(盲ろう者への国際支援団体) 意見 70 South Africa Disability Alliance (SADA)(南アフリカ共和国・障害者連合) 意見 71 Spain(スペイン王国・署名等は無し) 意見 72 SUMERO(ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国) 意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE)(イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 74 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD)(欧州 障害者サービス提供者協会) 意見 75 The European Network on Independent Living (ENIL)(欧州自立生活支援ネットワーク) 意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR)(ギリシャ共和国・国家人権 委員会) 意見 77 The Norwegian Association for Persons with Developmental(意見 78 が正しい名称)	意見 65	
意見 68 SECTION27(南アフリカ共和国・人権擁護団体) 意見 69 Sense International (SI)(盲ろう者への国際支援団体) 意見 70 South Africa Disability Alliance (SADA)(南アフリカ共和国・障害者連合) 意見 71 Spain(スペイン王国・署名等は無し) 意見 72 SUMERO(ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国) 意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE)(イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 74 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD)(欧州障害者サービス提供者協会) 意見 75 The European Network on Independent Living (ENIL)(欧州自立生活支援ネットワーク) 意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR)(ギリシャ共和国・国家人権委員会) 意見 77 The Norwegian Association for Persons with Developmental(意見 78 が正しい名称)	意見 66	
意見 69 Sense International (SI)(盲ろう者への国際支援団体) 意見 70 South Africa Disability Alliance (SADA)(南アフリカ共和国・障害者連合) 意見 71 Spain(スペイン王国・署名等は無し) 意見 72 SUMERO(ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国) 意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE)(イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 74 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD)(欧州 障害者サービス提供者協会) 意見 75 The European Network on Independent Living (ENIL)(欧州自立生活支援ネットワーク) 意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR)(ギリシャ共和国・国家人権 委員会) 意見 77 The Norwegian Association for Persons with Developmental(意見 78 が正しい名称)	 意見 67	RYTMUS(チェコ共和国・障害者の地域社会参加支援団体)
意見 70 South Africa Disability Alliance (SADA)(南アフリカ共和国・障害者連合) 意見 71 Spain(スペイン王国・署名等は無し) 意見 72 SUMERO(ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国) 意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE)(イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 74 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD)(欧州 障害者サービス提供者協会) 意見 75 The European Network on Independent Living (ENIL)(欧州自立生活支援ネットワーク) 意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR)(ギリシャ共和国・国家人権 委員会) 意見 77 The Norwegian Association for Persons with Developmental(意見 78 が正しい名称)	意見 68	SECTION27(南アフリカ共和国・人権擁護団体)
意見 71 Spain(スペイン王国・署名等は無し) 意見 72 SUMERO(ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国) 意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE)(イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 74 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD)(欧州 障害者サービス提供者協会) 意見 75 The European Network on Independent Living (ENIL)(欧州自立生活支援ネットワーク) 意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR)(ギリシャ共和国・国家人権 委員会)	意見 69	Sense International (SI)(盲ろう者への国際支援団体)
意見 72 SUMERO(ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国) 意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE)(イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 74 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD)(欧州 障害者サービス提供者協会) 意見 75 The European Network on Independent Living (ENIL)(欧州自立生活支援ネットワーク) 意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR)(ギリシャ共和国・国家人権 委員会) 意見 77 The Norwegian Association for Persons with Developmental(意見 78 が正しい名称)	意見 70	South Africa Disability Alliance (SADA)(南アフリカ共和国・障害者連合)
意見 73 The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE)(イギリス・障害者支援ネットワーク) 意見 74 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD)(欧州 障害者サービス提供者協会) 意見 75 The European Network on Independent Living (ENIL)(欧州自立生活支援ネットワーク) 意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR)(ギリシャ共和国・国家人権 委員会) 意見 77 The Norwegian Association for Persons with Developmental(意見 78 が正しい名称)	意見 71	Spain (スペイン王国・署名等は無し)
意見 74 The European Association of Service Providers for Persons with Disabilities (EASPD) (欧州 障害者サービス提供者協会) 意見 75 The European Network on Independent Living (ENIL) (欧州自立生活支援ネットワーク) 意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR) (ギリシャ共和国・国家人権 委員会) 意見 77 The Norwegian Association for Persons with Developmental (意見 78 が正しい名称)	意見 72	SUMERO (ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国)
障害者サービス提供者協会) 意見 75 The European Network on Independent Living (ENIL) (欧州自立生活支援ネットワーク) 意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR) (ギリシャ共和国・国家人権 委員会) 意見 77 The Norwegian Association for Persons with Developmental (意見 78 が正しい名称)	意見 73	The Alliance For Inclusive Education (ALLFIE)(イギリス・障害者支援ネットワーク)
意見 76 The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR)(ギリシャ共和国・国家人権委員会) 意見 77 The Norwegian Association for Persons with Developmental(意見 78 が正しい名称)	意見 74	
委員会) 意見 77 The Norwegian Association for Persons with Developmental (意見 78 が正しい名称)	意見 75	The European Network on Independent Living (ENIL)(欧州自立生活支援ネットワーク)
	意見 76	The Greek National Commission for Human Rights (GNCHR)(ギリシャ共和国・国家人権
	意見 77	The Norwegian Association for Persons with Developmental (意見 78 が正しい名称)
	意見 78	The Norwegian Association of the Blind and Partially Sighted(ノルウェー王国・盲弱視協

\wedge	١
	١
$\overline{}$,

	4/
意見 79	Disabilities (NFU) (リンク先のファイルは意見 77, 78 と同じ資料で重複と判断した。)
意見 80	The Open Society Foundation(国際団体・George Soros によって設立された市民社会支
	援の助成財団)
意見 81	The Society of Public Education Planning-Japan(日本・「公教育計画学会」)
意見 82	Unapei(フランス・「知的障害者全国協会」)
意見 83	Women Enabled International (WEI)(国際団体・女性と障害者人権擁護団体)
意見 84	Women With Disabilities Australia (WWDA)(オーストラリア連邦・障害のある女性支援
	団体)
意見 85	World Federation of the Deaf (WFD), European Union of the Deaf (EUD), World Federation of
	the Deaf Youth Section (WFDYS) and European Union of the Deaf Youth (EUDY) (世界ろう
	者連合,欧州ろう者連合,世界ろう青年部門,欧州ろう青年連合の連名での意見)
意見 86	World Network of Users and Survivors of Psychiatry (WNUSP) (世界精神医学ネットワー
	<i>(</i>)
意見 87	World of Inclusion (国際団体・障害者支援団体:インクルーシブ教育の研修,支援を行
	う団体:本部はイギリス)

注:機関名等について国名を添えた。団体等で、その名称から活動内容が不明な場合には意見書等からその団体の性格を付記した。なお、日本語訳のあるものはそれを尊重した。それ以外については、名称、資料に記載された紹介をもとにできるかぎり原語のとおり訳出したもの。なお、意見の内容は、一般的意見全体を網羅するものが多いことから、表中に、その概要を記すことをしていない。

A Study on the CRPD General Comment No 4 of Article 24: The right to inclusive education –Key amendments between the draft version and the final one–

MUNEKATA Tetsuya*

(*Center for Promoting Education for Persons with Developmental Disabilities)

Abstract: The purpose of the present paper is to describe the perspectives of CRPD General Comment No 4 of Article 24: The right to inclusive education. At present, there are eight General Comments on the CRPD. General Comment No.4 was adopted on August 26th, 2016, by the Committee on the Rights of Persons with Disabilities of the UN. Prior to the adoption, the Committee issued a draft version and solicited comments from around the world. There were total of 87 responses from governments as well as NPOs and associations of state parties from around the world. The author found that special units or classes in ordinary schools were defined as segregation in the draft and then these paragraphs were omitted in the final version. At the same time, the idea that adapting and empowering special schools into resource centers to provide support to education environments was omitted. The author also found that the definition of Inclusive Education was changed from "a process" (UNESCO, 2009) to "the results of a process". Regarding these changes, the author picked up relevant opinions from the responses mentioned above to explain possible reasons for such amendments.

The Committee on the Rights of Persons with Disabilities, in its concluding observations on the initial report of Japan dated September 9, 2022, in its Article 24, referred the general comment No.4 prior to its recommendation. In this context, the author believes that the findings in this paper provide important suggestions for Japan to enhance inclusive education as a signatory to the Convention.

Keywords: Inclusive Education, CRPD, Committee on the Rights of Persons with Disabilities, General Comment

(寄稿)

国立特別支援教育総合研究所研究紀要に今後期待すること

小 林 倫 代

(国立特別支援教育総合研究所 名誉所員)

研究所の研究紀要50巻の刊行、おめでとうございます。

昨年、研究所の創立 50 周年行事が行われたことを考えますと、研究所の研究紀要は、創立された翌年から 刊行されていたことになります。

1. 研究紀要への投稿を振り返って

私事で恐縮ですが、私が研究所に勤務したのは、1976年度から1986年度までと1996年度から2016年度までになります。初めて研究所の研究紀要に投稿していたのはいつのことだったのかを思い出してみました。現在の研究所の組織とは異なり、障害種別の研究部があったころに私は研究補助員として勤務していました。そして、研究補助員でありながらも周囲の先生方のご指導をいただき、研究紀要第6巻(1979年)に筆頭執筆者として論文を投稿しました。これが研究紀要への初めての投稿でした。

また、国立久里浜養護学校(現筑波大学附属久里浜特別支援学校)の教員として勤務していた際、口唇口蓋裂のある子供を担任し、その子供の食事指導をどのようにしたらよいのか分からずに、研究所の研究員に相談したことがきっかけで、研究紀要に投稿することを勧められ、投稿しました(17巻)。この時には、研究所の研究員に足しげく学校に来ていただき食事場面を何度も見ていただき、食事指導に関して助言していただいたことや執筆にあたって多くのご指導とご助言をいただいたことを思い出しました。

その後、再び研究所に勤務して、学校に勤めていた時に難しいと思っていた保護者とのかかわりについての研究やことばの教室のあり方に関する研究等を行い、共同研究者と共に論文を投稿しました(26 巻、27 巻、28 巻、31 巻)。その中には、科学研究費補助金研究の成果の一部も含まれています。研究所の研究は、個人で行うものではなく、チームで行うので、研究の進め方や論文の作成に関しチーム内で検討することも大いに勉強になりました。

芸人が自分の芸を磨いて観客の前で披露したり、芸術家が自分の作品を展覧会等に出品したりしてその評価を得るように、研究者は自分の行った研究を論文として表し、関係する人たちから意見等を受けることが大事なのではないかと考えています。もちろん論文を書き上げるまでには、それなりのエネルギーと時間が必要です。例えば、自分の研究に関連する論文を読み込むことが必要です。関連する論文をたくさん読むことで、最近の研究動向を把握することができます。そして、その研究分野における自分の研究の位置づけを示したり、独自性をアピールしたりすることもできるようになります。論文を書き上げるには、生みの苦しみがありますが、研究テーマをさらに深く掘り下げ、新たな課題を見出す機会ととらえ、特に若い研究者は、研究所の研究紀要への投稿を積極的に行い、自分の資質を高めていってほしいと思います。

2. 研究紀要の査読を振り返って

私が在職していた当時は、研究所の研究紀要の査読は、上席総括研究員のみで行っていました。投稿論文が多いときには、一人で $4\sim5$ 本の論文を読み、 $2\sim3$ 本の論文の主査になりました。

査読をしていて、困ったことは、何を言いたいのか、何を明らかにするために書いた論文なのかが分からな

いときです。研究所の研究員が投稿した論文ですので、投稿された論文は、できる限り研究紀要に掲載できるようコメントして修正を促します。しかし、その研究領域の中での研究の位置づけや研究の背景が不明確であったり、何を明らかにしようとしているのか(研究の目的)が分かりにくかったり、結果から導き出された考察の展開が論理的でなかったりする場合には、コメントをするのも難しくなります。

論文は、研究の背景(問題)を踏まえて、研究の目的を明確に示し、その目的を明らかにするために適切な方法を用いて実施した結果を示し、その結果を先行研究等との比較検討などを行って考察する、という一連の流れがあります。論文を発表することは、研究で見出された知見を周囲と幅広く共有するためでもあります。したがって、何に基づいて述べているのか、その内容は分かりやすく述べられているか、そしてその研究成果を活用しようと思ったときに再現できるように示されているかなどが重要になります。

論文で重要になるのは、得られた結果を踏まえて、何をどのように述べるのか、という考察の部分だと考えます。自分が予想していた通りの結果が出ればよいのですが、そうでないときもあります。そのような時、どうしてその結果になったのかを考えて述べることが重要です。論の展開の方法として、帰納法や演繹法があります。帰納法は、複数の事実や事例を並べ、これらの事象に共通する情報・ルールを抽出し、共通項を統合して結論を得るという考え方です。この進め方は、研究所の研究でも多く行われていると思います。多くの事例があるとその結果に説得力が増すと考えられます。ただし、論理に矛盾や飛躍があると説得力を失ってしまいます。一方の演繹法は、「AならばB」という事実と「BならばC」という事実から「AならばC」というように複数の事実を足し合わせて結論を導き出す考え方です。帰納法も演繹法も複数の事例や事実を組み合わせて、論理的推論によって結論を導きます。従って、示している事例や事実に信憑性があること、それを踏まえて展開する論理に飛躍がないこと、意図的かつ強引に関連付けたりしないようにすることなどが大切です。推論するには、独りよがりではなく、先行研究の結果などを踏まえた、誰が読んでも納得できる内容にまとめることが重要で、研究チームの知恵を結集することになります。

研究紀要に論文を投稿するという機会を持つことで、情報を整理し、自分の考えを整理し、新たな課題を見出していけると考えます。学会誌等に投稿するのと変わりがないと考えられるかもしれませんが、研究所の紀要は、査読にかかる期間が短く、論文の作成や修正にあたっては周囲に相談できるというメリットがあります。

3. 今後の研究紀要に向けて

時が流れ、周囲の環境がさまざまに変わっても変わらないものはあり続けます。例えば、研究所のミッションである障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献するということです。

わが国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、研究所が研修所ではなく研究所である限り、障害のある子供がよりよい学びや生活を送れるようにするための研究、国の施策に即応した実際的な研究を進める必要があります。「総合」研究所として、障害全般にわたった研究を実施し、その成果は、学校現場の先生方を含め、広く国民に提供される必要があると思います。現在、リーフレット等での発信がなされていますが、何より研究者の立場で、論文として発表することも重要だと考えます。研究所の研究紀要を多くの人がインターネットで容易に検索できるように J-STAGE に掲載するなど、公表する場を拡大していただき、研究所の研究成果を広く知ってもらえるようにしていただけたらと思っています。

また、研究所の研究を進める際に協力いただいた学校等の具体的な実践を含んだ実践研究を掲載し、教育 現場の先生方が目を通したくなるような論文を研究紀要に掲載することも検討していただけたらと思ってい ます。

脈々と続いてきた研究紀要の発行、一年一年の積み重ねが将来に繋がります。紀要への投稿論文を増やし、研究所が特別支援教育研究を推進していく原動力となっていただけたらと願っています。

最後になりましたが、国立特別支援教育総合研究所の一層の発展と皆様のご活躍をお祈りいたします。

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 研究紀要審査・編集規程(抜粋)

(趣 旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(以下「研究所」という。)における研究 成果を中心とする特別支援教育に関する論文等を広く公開し、特別支援教育の発展に寄与することを目的 として研究所が刊行する和文による研究紀要(以下「研究紀要」という。)に関し、必要な事項を定めるも のとする。

(刊 行)

第2条 研究紀要は、原則として年1回刊行する。

(論文等の種類)

- 第3条 研究紀要に掲載する論文等は、特別支援教育に関する次に掲げるものとする。
 - 一 原著論文 (実証的・理論的で独創的な論文)
 - 事例報告(事例を対象とした研究で具体的・実践的な報告)
 - 三 研究展望(特別支援教育に関する内外の研究動向及び文献資料の紹介等)
 - 四 調査資料 (調査又は統計報告及び資料的価値のあるもの)
 - 五 その他(第1号から第4号に掲げるもの以外で独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究委員会 規程(令和3年4月1日制定)第4条別表で定める研究紀要審査・編集部会(以下「部会」という。)に おいて特に必要と認めるもの)
- 2 研究紀要には、部会が企画した特集テーマに基づく論文等を掲載することができる。 (論文等の募集及び依頼)
- 第4条 研究紀要に掲載する論文等(前条第2項の規定に係るものを除く。)は、研究所の職員(以下「職 員」という。)から、未発表の論文等を募集する。なお、研究所が第4期中期目標期間に実施した地域実 践研究事業に基づき、地域実践研究員として教育委員会から派遣されたことがある者が地域実践研究の成 果等を投稿しようとする場合及び特別研究員が職員の協力を得て行った研究について投稿しようとする場 合については、職員が共同執筆者となることを条件として、応募を認める。
- 2 前条第2項の論文等の執筆については、部会から依頼する。 (著作権)
- 第10条 研究紀要に掲載された論文等の財産権としての著作権は、研究所に帰属する。

編集部会

*審査員を兼ねる

*金 子 健 (部会長) *久保山 茂 樹 *牧野泰美 *棟 方 哲 弥 山 本 晃 吉川知夫

杳 員

(五十音順)

井 上 秀 和 伊藤由美 榎 本 容 子 小澤 至賢 加藤 敦 河 原 麻 子 北川貴章 玉 木 宗 久 俊 西 村 崇 宏 横尾 横倉

国立特別支援教育総合研究所 研究紀要 第50巻

令和5年3月31日発行

代 表 者 中村信一

編集兼発行者 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号

URL: https://www.nise.go.jp/nc/

Bulletin of The National Institute of Special Nssds Education Vol.50 Contents